

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成27年9月3日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第14 | 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第15 | 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告） | 日程第16 | 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について | 日程第18 | 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について
議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | | 議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について | | 議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について | | 議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について | | 議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第8号 工事請負契約の締結について | | 議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第9号 工事請負契約の変更について
議案第10号 工事請負契約の変更について | | 議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第11号 市道路線の認定について | | 議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ |
| 日程第13 | 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第3号） | | |

	いて		議案第10号 工事請負契約の変更に ついて
	議案第26号 平成26年度名寄市病 院事業会計決算の認定について	日程第12	議案第11号 市道路線の認定につい て
	議案第27号 平成26年度名寄市水 道事業会計未処分利益剰余金の処分及 び決算の認定について	日程第13	議案第12号 平成27年度名寄市一 般会計補正予算（第3号）
日程第19	報告第1号 平成26年度名寄市一般 会計継続費精算報告について	日程第14	議案第13号 平成27年度名寄市国 民健康保険特別会計補正予算（第1 号）
日程第20	報告第2号 平成26年度名寄市病院 事業会計継続費精算報告について	日程第15	議案第14号 平成27年度名寄市介 護保険特別会計補正予算（第2号）
<hr/>		日程第16	議案第15号 平成27年度名寄市後 期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
1. 本日の会議に付した事件		日程第17	議案第16号 平成27年度名寄市水 道事業会計補正予算（第1号）
日程第1	会議録署名議員指名	日程第18	議案第17号 平成26年度名寄市一 般会計決算の認定について
日程第2	会期の決定		議案第18号 平成26年度名寄市国 民健康保険特別会計決算の認定につい て
日程第3	平成27年第2回定例会付託議案第7 号 名寄市立大学の授業料等徴収条例 の一部改正について（総務文教常任委 員長報告）		議案第19号 平成26年度名寄市介 護保険特別会計決算の認定について
日程第4	行政報告		議案第20号 平成26年度名寄市下 水道事業特別会計決算の認定について
日程第5	議案第1号 名寄市男女共同参画推進 条例の制定について		議案第21号 平成26年度名寄市個 別排水処理施設整備事業特別会計決算 の認定について
日程第6	議案第2号 名寄市個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について		議案第22号 平成26年度名寄市簡 易水道事業特別会計決算の認定につい て
	議案第4号 名寄市個人情報保護条例 の一部改正について		議案第23号 平成26年度名寄市公 設地方卸売市場特別会計決算の認定に ついて
	議案第6号 名寄市手数料徴収条例の 一部改正について		議案第24号 平成26年度名寄市食 肉センター事業特別会計決算の認定に ついて
日程第7	議案第3号 名寄市地域子育て支援セ ンター条例の制定について		議案第25号 平成26年度名寄市後
日程第8	議案第5号 名寄市職員の再任用に関 する条例の一部改正について		
日程第9	議案第7号 北海道市町村職員退職手 当組合規約の変更について		
日程第10	議案第8号 工事請負契約の締結につ いて		
日程第11	議案第9号 工事請負契約の変更につ いて		

期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について

議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第19 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について

日程第20 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	1番	浜田	康子	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	東川	孝義	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	塩田	昌彦	議員
	10番	川口	京二	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	益塚	敏
書	記	久保	敏
書	記	開発	恵美

書 記 佐 藤 潤

1. 説明員

市	長	加藤	剛士	君
副市	長	橋本	正道	君
副市	長	久保	和幸	君
教	育	長	小野	浩一
総	務	部	長	白田
市	民	部	長	三島
健	康	福	祉	部
経	済	部	長	川田
建	設	水	道	部
教	育	部	長	小川
市	立	総	合	病
事	務	部	長	岡村
市	立	大	学	局
事	務	局	長	松島
こ	ど	も	・	高
支	援	室	長	馬場
営	業	戦	略	室
上	下	水	道	室
会	計	室	長	常本
監	査	委	員	上田

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

11番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月29日までの27日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月29日までの27日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、6月30日、7月22日、8月10日、8月17日、8月21日、8月26日の6回

開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、提出資料の説明を受け、その後質疑を行いました。資料では、入学料減額の趣旨、他公立大学の学費一覧、近年の志願者、入学者の状況、名寄市立大学収支の推移について、以上4件の資料説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、入学料フラット化による具体的な効果についての質問には、入学者の傾向として上川、宗谷、留萌の中では上川が特に入学者が多く、その次に札幌圏、十勝、東北3県が多く、これらのエリアでの安定した入学者確保を目指したい。初年度納付金の高さの解消は効果があると考え。4年間の納付金総額は300万円を超えて他の公立大学より大幅に多いが、この状況についての質問には、施設整備費については市民の減額制度を持っている。施設整備費、教育研究振興費、実験、実習活動費を合わせると他の大学より高いと承知しており、28年度中に調査し、実際にかかった費用を検証し、29年度に方向性を出したい。他大学では、4大学以外は地域内、地域外で差を設けているが、分析評価についての質問には、地域内を安くする議論もあったが、市内は約10名で、幅広く優秀な学生を集めることを目指したい。今まで市民が支えた大学で、地域枠を設けるのが市民感情ではないかとの質問には、国立大学と同じ28万2,000円は一般的な金額と考える。多くの大学では差を設けているが、市民のメリットは施設整備費で減免しており、今後の負担のあり方を検討する。地域外を28万2,000円とした議論経過はとの質問には、高校訪問や進学相談会等の意見として地域外から割高感があると教員から聞いていた。子供を抱える市民にとってのメリットが必要ではないかとの質問には、上川北部推薦枠5名のメリットもある。地域枠をふやしてほしいとの要望があるが、地域内に定着しない出口の問題もあり、今後の課題と考えるなどの答弁がありました。

次回への資料として、授業料以外の納付金につ

いて、名寄市に大学があることの効果についての資料を要求しました。

第2回では、前回の質疑を踏まえ、補足説明として開学時の状況説明を受け、その後資料説明を受けました。

名寄市に大学があることの効果については、地方交付税で人口分としての効果として約1億円、市内の経済、消費効果や学生アルバイトによるまちの活気、家賃収入やボランティア活動についての説明がありました。特に平成28年度から道北地域研究所と地域交流センターを統合して（仮称）コミュニティケア教育研究センターを設置を予定している。ここでは、道北定住自立圏における住民の生活安定、安心の確保の貢献を目指し、地域振興部門、ケア開発部門、地域交流部門をもって構成し、13定住自立圏、道北地域を対象に貢献を考えている。

他大学の授業料と他の納付金の調査では、学科が類似する45大学については後援会費、学生自治会費、同窓会費を含めて調査をした資料の提出がありました。

委員からの質疑では、今後の学生確保の考え方と見直しについての質問には、学生確保では直接学生に伝えること、大学とまちを見てもらい、肌で感じてもらうこと、道内外にメディアを利用してPRをしている。地域内の入学料の今後の考え方についての質問には、地域内から入学料についての要望は聞かないが、諸納付金を合わせると高いとの声は聞く。今まで厳しいときも市民が守った名寄市立大学であるが、45大学中3大学のみが地域での差をつけていないが、フラット化の意義はとの質問には、将来を見据えた考えとして、どの地域からでも来ていただきたいと考えているとの答弁がありました。

第3回委員会では、説明員より実習先等の状況と推薦入学者の状況についての説明を受け、推薦入試では地域指定枠は和寒から音威子府までの高校卒業生としているとの説明がありました。

委員会のこれまでの質疑の中で、大学の経営として将来を見据えて入学料の地域外の値下げに関しては一定の理解を示されていますが、大学が地域に対してどのような考え方を持っているかについて理解が深まっていないことから、地域に対する貢献のあり方を含めて地域内の入学料のあり方と条文について審査を行うことといたしました。

各委員からの質疑では、条文の文言表現が厳しくなっていると思うが、理由はあるのかという質問には、他大学の条文を参考にしながら法制担当とも相談しながら作成した。入学料等の納付や滞納の状況と今回の条例記載改正の関係はあるのかとの質問には、入学決定後に融資を受ける学生もあり、必ず入学前納付とは限らない場合もある。第4条の2、入学料は入学時に支払うこととすることから市長が定める期間に変更する意味はとの質問には、入学手続は毎年要項で定めており、市長が定める期限は毎年定める募集要項とした。納付期限を規則から条例化する理由についての質問では、本来あるべき姿に改めた。市民がより大学を活用できる今後の展開はどのように考えるかとの質問には、コミュニティケア教育研究センターの役割として、これまでも町内会や団体等に入っていったが、センターが核となってシステムとしての地域とのかかわりをつくりたい。社会保育科ができることで子供からお年寄りまでサポートする学科展開と特に子育て支援を大学として地域貢献できる部分をこども未来課と相談をしている。大学図書館の市民利用の考え方についての質問では、専門職の市民の活用促進と地域と一体となる先進事例を調査をしたい。地域への人材供給など市民が求める貢献への考え方とセンターへの市民意見の反映はとの質問には、看護師確保では検討会議の中で協議をする。また、地方創生で学生の定住対策や定住自立圏の13市町村共同でできる取り組みを協議するなどの答弁がありました。

第4回の委員会では、説明員より名寄大学、短期大学部入学者の状況、実習受け入れ所在地市町

村一覧、推薦入試の枠組み、大学納付金の未納状況の資料説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、地域内に対する大学としてのこれまでの評価と認識についての質問には、上川より留萌、宗谷での実習は少ないが、宗谷地区では近年増加傾向にあるなどの答弁がありました。

その後本提案に対する各委員の考えを伺い、委員からは、全国の公立大学でも地域枠を設けている。名寄市のこれまで55年間市民が支えた歴史に鑑み、地域枠を残すべき、地域内のメリットを残すべき、将来のフラット化はあるかもしれないが、地域住民があつての大学との認識から、時期尚早ではないか、実習先との関係からも地域枠を設けるべき、上川、宗谷、留萌との連携からも地域枠を残すべきではないかなどの意見が出されました。

地域外の金額を28万2,000円にすることには異論はなく、地域枠を残すことが適当とする認識を確認し、地域枠の部分の金額を委員会修正することとし、次回の委員会までに金額とその根拠を各自調査をすることといたしました。

第5回委員会では、冒頭委員長から地域内の入学料の変更の際に編入学21万円を下回る場合も考えられるとの課題提起を行いました。大学としては、編入学の金額の議論はしておらず、21万円の根拠としては編入は3年次から行うものとしており、期間が2分の1であり、地域外の入学料の2分の1と設定した経緯があるとの説明を受けました。

委員から出された質疑では、議論をしなかった理由はとの質問に、地域内、地域外の議論に終始をしていた。全国の編入学の入学料の状況はとの質問に、数大学調査したが、編入学の料金設定をする大学は見当たらないとの答弁がありました。

他の大学の編入学の入学料の設定状況や名寄市立大学のこれまでの編入学の状況の資料を求めてこの日の審査を終了いたしました。

第6回委員会では、公立大学の入学料の編入学

の状況を記載した資料の説明と保健福祉学部への編入学の状況についての資料説明を受けました。

委員からの質疑では、入学料の基本的な考え方はとの質問に、多くの公立大学は国立に準拠しており、差を設けていないことに倣っていると考えたとの答弁がありました。

その後入学料の金額についての考えを伺い、各委員からは、これまで地域外1.5倍の基準から地域内は18万8,000円が望ましい。編入学は他の大学の状況もあるが、これまでの比率を踏襲して14万1,000円が望ましいとの意見が出されました。

委員からその際収支影響について質問が出され、定員を190名、過去4年間の平均で地域内からの入学者を約25%から積算すると地域内で446万円、フラット化の部分で1,750万円で約2,200万円の影響があり、物件費などの節約に努め、それでも不足があれば大学振興基金を活用して対応するとの答弁がありました。

そこで、全委員から委員長に会議規則第99条の規定により、平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について修正案が提出され、平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正については、まず第2条第3号及び第4号を削るを削り、別表第1の保健福祉学部の入学料の欄中、入学料28万2,000円を地域内18万8,000円、地域外28万2,000円に、編入学21万円を14万1,000円に修正すべきものと決定し、修正議決をした部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

本当に熱心な議論をしていただきました。感謝を申し上げたいと思います。今地域内のメリット確保の議論は報告でよく伝わったところでありませぬけれども、名寄大学の学生さん、報告にもありましたように道南、道外、そして九州、沖縄からも入学されていらっしゃるわけですけれども、こうした学生さんたちへの対応等について議論経過があればお知らせいただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 東委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 遠方からの学生さんへの対応という質問だったかなというふうに思いますけれども、特に遠方からの学生に対する対応というのはありませんで、現在入学者が多い地域のエリアからの入学者確保に努めたいというふうな答弁があったところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 市民の中には、このように遠くから名寄大学を選んできてくれると、こういった学生さんたちに何かしてあげることにはできないのかと、こんな声も今ところどころ聞こえてくるものですから、そういった議論経過があればというふうに思ったのですが、市民がこぞって応援していきたいといった、そういう思いが少しずつ広がっているのではないかなというふうに感じているところです。さらにますます名寄市の重要な位置を占める名寄大学です。引き続き熱心な議論を重ねていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） まずもって6回に及ぶ委員会議論御苦労さまでした。なおかつ、委員会議論としましては、これまで条例の一部改正にかかわる議会議論から条例全体を見直すという点に着手をしたことについて、これからの議会議論の先例として、また議会改革の一環としても高く評価のできるものであったというふうに思います。委員会の皆さんに改めて敬意を表するところであ

ります。

そこで、質問ですけれども、理事者からの地域外の入学料を地域内に合わせて差額をなくすという、そういう提案を修正をして、地域内についても引き下げる、それから編入学についても引き下げることとしたという報告でありますけれども、理事者の提案については編入学の関係については含まれていませんでしたけれども、それらについて議論をしていないというふうに報告されました。そのことについて、編入学について引き下げ自体も想定しなかったということだったのでしょうか。想定をしていないということだとすれば、条例の作りからいくと提案内容の不備ではないかという気もしますけれども、委員会としてこの点について理事者の考えを確認されたのかどうかについてお伺いをしたいというふうに思います。

もう一点、最終的に金額の修正ということで、金額の修正に当たって議員間だけではなくて市民の皆さんにも意見を聞くような場があってもよかったのではないかというふうに思いますけれども、委員会としてそういった議論があったのかなかったのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 編入学の引き下げについての議論はしていないというふうな答弁がありました。これにつきましては、フラット化をするということで、委員長から課題提起をさせていただいた部分でいいますと、逆転現象するおそれがあるということから、委員長から課題提起をさせていただきましたが、この部分について理事者側の提案では逆転現象はしないというふうな答弁があったところあります。

市民に意見を聞く場の設定について、委員会としてそのような活動をしてはいかかかという意見は出されませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） お答えについてはよく

わかりました。

改めまして委員会で多くの議論をされて修正という結論を導かれたことについて敬意を表しますけれども、この条例提案自体、そういう意味では不十分さがあったように感じます。この点について委員会が結論として出しました修正について、理事者としてのお考えがあればお聞きしたいと思います。そのことを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） このたびの大学の入学金にかかわる、条例名でいいますと授業料等徴収条例の一部改正ということでありまして、この間所管の委員会の皆様方には大変慎重審議をいただきましたことについて、まずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。

さらに、今回の市側の提案につきましては、先ほど来委員長報告にもありまして、2018年問題を初めとするさまざまな課題を踏まえた上での平成28年度の学生確保をスムーズに進めていきたいということでの提案でありました。さらには、私どもといたしましては地域外の入学料を現行の地域内まで減額をするという提案でありましたが、これにつきましても基本的に名寄市立大学は公立大学としての性格を有しているということでありまして、この地方公共団体が設置する大学、いわゆる公立大学は基本的にそれぞれの都道府県、市町村が設置背景、さらには歴史または趣旨や学科、科目の内容等々多種多様にあるという中にありまして、それぞれの大学につきましてはひとしく地域を基本としていると。あるいは、地域に根差した高等教育を展開しているというところでは共通であります。そういう意味では、それぞれ御審議をいただいた内容が公立大学としての使命をしっかりと果たすべきではないか、その中で地域性にしっかりと配慮していくべきではないかという、そういう御指摘、御審議が主だったというふうに受けとめているところであります。

この修正に対する考え方につきましては、基本的に議会サイドでの、所管の委員会サイドでの地域性を配慮したものというふうに思っておりますし、公立大学の役割という点でいきますとそれぞれが特異性、特殊性があったということ踏まえて考察をいただいたということについて大変感謝をいたしているところであります。私どもといたしましては、私どもが提案した内容が地域性を配慮するという点においては不十分であったということ率直に反省をさせていただいて、さらには慎重審議、この地域性を配慮した議会側のお考え、そしてまた修正案については大変真摯に受けとめさせていただき、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

さらに、私どもこのたびの所管の常任委員会の審議の中で、市民、さらには議会議員の皆様方が私どもの市立大学へ大変関心をお持ちいただいているということを感じをいたしましたし、今後大学の運営もしっかり進めていけという、そういう修正であったというふうに痛感しておりますので、今後におきましては大学サイドともしっかりとした連携をいたしまして、スムーズな大学運営に当たってまいりたいということをお誓い申し上げて、お答えとさせていただきたいと思っております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件に対する委員長報告は修正案のとおり可決すべきで、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきです。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年第2回定例会付託議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成27年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成26年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で4億6,720万5千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源5,694万6千円を差し引いた実質収支は、4億1,025万9千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ2億1千万円を積み立て、残り2億2,559千円を平成27年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で5,984万3,000円、介護の保険事業勘定で1,793万2千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロとなっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成26年度末の基金残高は70億9,064万1千円で、前年度末に比べて、4,291万4千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、老朽化している公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金から、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、東病院の運営に係る財源として名寄東病院振興基金から、名寄市土地開発公社の解散に伴い土地開発基金から、多く

の皆様からいただいた寄附金を積み立てておいた文化センター大ホール建設基金からピアノ購入の財源として、また、臨時交付金を積み立てておいた地域の元気交付金基金からそれぞれ事業の実施に係る財源として、総額5億7,424万3千円を取り崩しましたが、一方で今後の財政を見据えて、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、名寄東病院振興基金、文化センター大ホール建設基金などに、合計6億1,715万7千円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比0.6パーセントの微増となりました。

主な基金の残高は、財政調整基金15億2,867万2千円、減債基金13億1,198万9千円、公共施設整備基金9億68万7千円、名寄東病院振興基金6億7,347万6千円、名寄市立大学振興基金5億4,596万2千円、合併特例基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金8,905万円、介護給付費準備基金1億3,687万1千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、戦後70年の節目の年にあたり、改めて平和への思いについて申し上げます。

本市は、平成19年3月、恒久平和と幸せな市民生活を守るため、非核平和都市宣言を行い、過去に多くの方が犠牲となった戦争を二度と繰り返させないことを強く誓いました。この宣言の趣旨にのっとり、毎年、7月10日に名寄市戦没者追悼式や平和音楽大行進が開催され、昨年からは8月15日には全国戦没者追悼式の黙とうに併せて、正午に1分間のサイレン吹鳴を行っています。

加えて、本年が戦後70年ということ踏まえ、8月27日に名寄地区連合会などと共催で平和講演会を開催し、三浦綾子記念文化館の松本専務理事の講演、市所蔵の平和図書の紹介、DVDの上映などを行いました。

今後とも戦争や原爆の記憶を風化させず、恒久

平和への願いを後世に伝えていくため、様々な取組を進めてまいります。

次に、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度について申し上げます。

公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を大きな効果として、国が進めるマイナンバー制度については、本年10月から、通知カードによりマイナンバーが通知され、平成28年1月からは、本人の申し出により個人番号カードの交付が始まることから、本市としても、市民の皆様への周知に努めてきているところです。

また、個人情報の漏えいや成りすましによる被害などを懸念する御意見もあることから、本市といたしましては、本定例会において個人情報保護条例の一部改正を提案させていただき、個人情報の保護に関する必要な措置を講ずるとともに、今後ともマイナンバー制度の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

本年は、5年に一度の国勢調査の実施年であり、本市においても7月1日に実施本部を設置し、9月上旬からの調査開始に向けて、準備を進めているところです。

今回からインターネットによるオンライン回答が全国的に展開をされることから、周知に向けての取組を進めてまいります。

次に、総合計画の推進について申し上げます。

本年度の行政評価については、31施策110事務事業を対象に実施したところであり、施策評価については、A評価が20施策、B評価が11施策となり、事務事業評価については、A評価82事務事業、B評価13事務事業、C評価1事務事業、評価対象外が14事務事業となっています。評価結果については、総合計画実施計画第4期ローリングや予算編成に反映してまいります。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

現在、第1次総合計画の検証を進めているとこ

ろであり、今後、市民アンケートを実施し、市民意識の変化を踏まえて、検証結果をまとめてまいります。

また、第2次総合計画の策定に向け、関係団体との意見交換を実施するとともに、庁内に若手職員によるワーキンググループを設置し、目指すべき将来像や基本目標などについて検討を行ったほか、計画の構成や期間などについても検討を進めているところです。

今後、これらの検討を踏まえて、第2次総合計画策定にあたっての基本的な考え方を示す「第2次総合計画策定方針」を策定するとともに、総合計画策定審議会やタウンミーティングなどにより、市民の皆様への御意見を伺いながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、7月1日にグランドホテル藤花において開催されました。平成27年度における市の主な事業などについて報告し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

男女共同参画の推進に関する条例については、外部有識者で構成する男女共同参画推進委員会において、本年2月から5回にわたり御議論いただいたところであり、これらの御意見も踏まえて、条例案としてとりまとめたところです。

平成28年4月からの条例施行を目指して、本定例会に条例案を提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流については、6月21日に開催された第36回ふうれん白樺まつりに、代表団6人と高円寺阿波おどり親善訪問団34人に加え、東京商工会議所杉並支部から宇田川会長を

はじめ8人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との交流を深めました。8月29日と30日に開催された第59回東京高円寺阿波おどりには、本市から代表団と市民合わせて35人が参加して、本市のPR、友好自治体との交流を深めてきました。

また、杉並区交流協会及び東京なよろ会ツアー委員会の共催により、7月10日から4日間、「夏の北海道名寄・音楽と交流の旅」ツアーが実施されました。区民を中心に34人が本市を訪れ、夏の名寄を満喫したほか、11日に開催された杉並区友好交流記念「山下洋輔ジャズコンサート in NAYORO」では、多くの市民と一緒にジャズの魅力を堪能しました。

ふるさと会交流については、東京なよろ会30周年ツアーが実施され、8月6日から4日間、61人が来名し、ふるさと訪問コースとゴルフ三昧コースに分かれ、ひまわり畑鑑賞やゴルフを行ったほか、市民交流会などを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫していただきました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、7月2日から8月25日までの55日間にわたり、交換学生2人を受け入れました。交換学生は、ホームステイをしながら学校訪問や地域のイベントに参加するなど、相互の友好と交流を深めました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流については、名寄・ドーリンスク友好委員会が主体となり、7月31日から8月4日までの5日間、訪問団14人を受け入れました。友好の証である「ドーリンスク通」や「友好の広場」を訪問したほか、なよろ市立天文台「きたすばる」、名寄市立総合病院、ひまわり畑の視察などを通じて、これまで育んできた友好の絆をさらに深めました。

台湾との交流については、7月17日に市内外から会員、来賓などを含め約50人が出席する中で、名寄日台親善協会設立総会が開催されました。今後、民間レベルでの幅広い交流が進むことを期

待しています。

また、7月24日から1泊2日の日程で、嘉義県太保市から黄市長をはじめ28人が来名され、市内の農家や農業施設を視察し、農業技術に理解を深めたほか、歓迎会では市民との交流を深めるなど、本市と台湾とのさらなる交流拡大の契機となりました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏の取組として、8月28日に、構成市町村長が一堂に会する会議を開催し、全国で最初に定住自立圏形成協定を締結し、共生ビジョン策定をした南信州定住自立圏の中心市である、長野県飯田市の牧野光朗市長を講師に迎え、講演会を実施するとともに、各市町村の取組などについて、意見交換を行いました。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、地域住民や移住者、地域おこし協力隊などと一緒に地域づくりについて話し合う研修会や「天塩川ククサ」のブランド化、北海道暮らしフェアへの出展などに取り組んでいます。

なお、「天塩川ククサ」については、ブランド化を図ることを目的として、6月から道の駅「もち米の里☆なよろ」で展示販売を開始しているほか、7月19日と20日に「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペツ2015」において斡旋販売を実施し、100個を完売しました。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

自治体職員の自主的な研修の場を設け、定住自立圏構想の一環として圏域の人材育成に資することを目的とした「地方財政ゼミナール2015 in なよろ」を昨年を引き続き、8月29日から2日間にわたり、北海道の全面的な協力をいただき、市立大学で開催しました。ゼミナールの講師として関西学院大学教授小西砂千夫氏のほか、東京大学名誉教授で地方財政審議会会長の神野直彦氏に加え、前日に開催した定住自立圏首長会議に引き

続き、牧野光朗飯田市長を迎え、道内各地の自治体から多数の参加のもと、大変有意義な機会となりました。今回のゼミナールを踏まえ、改めて今後の国の政策の動向を注視し、効率的な行財政運営を行ってまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

人口ビジョンや総合戦略の策定に向け、本年5月から関係団体や子育て世代、大学生などと意見懇談会を開催し、市民の皆様から御意見を伺うほか、市民や学生を対象としたアンケート調査を実施するとともに、本年6月に産業界や教育機関、金融機関などで構成する「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設置し、本市の地方創生についての御議論をいただきました。

また、本市における地方創生の取組を速やかに推進するため、早急に実施することにより一層の効果が見込まれる事業について、総合戦略などの策定に先行して実施する必要があると考えており、必要な予算について本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

今後は、推進委員会において、さらに議論を進めるとともに、市議会においても十分に御議論をいただくなど、ていねいな議論を重ねながらも、本年中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万1,028人で前年比2,002人の増、率にして10.5パーセントの増加、また、外来患者数は延べ4万8,504人で前年比3,133人の減、率にして0.6パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は13億4,214万円で前年比1億2,401万円の増、率にして10.2パーセントの増加、また、外来収益は5億3,848万円で前年比29万円の増、率にして0.1パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、18億8,062万円となり、前年比1億2,430万円の増、率にして7.1パーセントの増加となっています。

次に、救命救急センターについて申し上げます。

昨年8月に名寄保健所に事業計画書を提出して以降、現地調査や各関係機関による協議を経て、本年7月30日に北海道から救命救急センターの設置要請があり、8月1日に運営を開始したところです。

北海道では、第三次保健医療福祉圏域ごとに救命救急センターを整備しており、市立総合病院は12カ所目となります。

このうち道北圏域では、すでに旭川市内に2カ所整備されていますが、アクセスに時間を要する地域に、専用病床が10床以上20床未満の「地域」救命救急センターの整備を進めているところであり、今回、市立総合病院が専用病床12床で運用をしていることから、「地域」救命救急センターとして設置の要請を受けることとなったものです。

今後も、急性期医療を担う道北の地方センター病院として、地域完結型の医療提供体制の構築や救急医療の充実・強化に努力してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、子育て支援センターのサービス充実を図るため、旧木材需要拡大センター「なよろ親林館」の改修工事を行っていますが、8月27日に施設の愛称選考委員会を開催し、愛称は「ひまわりらんど」に決定いたしました。現在、当初の計画どおり10月中旬のオープンに向けて準備を進めるとともに、条例案について本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

保育の質の向上については、本年7月に2回にわたり、幼児の容態急変などに対する救命講習を名寄消防署の協力のもと行いました。市内の全保育施設に勤務する保育士及び保健師を対象として

行い、保育現場の救命知識の向上を図ったところ
です。

また、子育て世帯臨時特例給付金の受付状況に
ついては、6月1日から受付を開始していますが、
公務員を除き、7月末日現在で受給対象者1,24
8人中、1,222人の手続きを終えており、受付
期間である11月末日までに、全対象者へ給付金
が行きわたるよう取り組んでまいります。

ひとり親支援施策の推進では、寡婦（夫）控除
のみなし適用について、本年9月に料金算定を行
う保育料から適用を開始いたします。

今後も、国の施策を注視し、子育て支援の向上
を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織して7月
10日に実施しました。追悼式は市民文化センタ
ーを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列の
もと、厳粛に執り行いました。

また、第59回を迎えた平和音楽大行進では、
15団体の力強い演奏を多くの市民が楽しむと
ともに、悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込
められました。

なお、9月1日から、臨時福祉給付金の受付を
開始しており、併せて、給付金対象者1人につき
3,500円の地域商品券を交付してまいります。

次に、高齢者の福祉の充実について申し上げま
す。

高齢化が進みますます増加する認知症の方を地
域で支えるため、昨年度から引き続き「認知症サ
ポーター養成講座」を開催し、多くの方に認知症
についての理解を深めていただきました。各関係
機関や企業向けのほか、市民向け講座も開催し、
本年7月末の認知症サポーター数は1千人を超え
ることができました。

また、昨年12月に締結したエーザイ株式会社
との「認知症対策・地域包括ケアの推進に関する
包括的連携協定」の一環として、「もの忘れ“め
やす”チェックリスト」の提供をいただき、平成

27年度介護保険料納入通知書に同封して65歳
以上の方々に配布をしています。

今後も認知症サポーター養成講座の開催をはじ
め、各種認知症対策を拡充してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

循環型社会の形成には、ごみの発生抑制と減量
化を図り、その資源化に向けた取組など、廃棄物
の適正な処理が必要なことから、本年も5月と7
月に環境衛生推進員による最終処分場内での一般
搬入者に対する分別指導を実施しています。また、
資源集団回収事業の推進のほか、小型家電の回収
や古着・廃食用油のリサイクルを引き続き実施し
てまいります。

広域最終処分場の建設については、防衛省の補
助金の交付が決まり、浸出水処理施設建設工事施
工業者の選定を終えています。今後は最終処分場
実施設計業務の入札を予定しており、平成30年
3月の完成に向け取組を進めてまいります。

本年1月から6月までの上半期における火災及
び救急・救助出動状況については、火災件数は6
件で、前年比4件の増、火災種別では、建物火災
5件、林野火災1件となっており、負傷者3人と
なっています。

救急件数は514件で、前年比29件の減、事
故種別では、急病375件、一般負傷65件、転
院搬送39件、交通事故12件、そのほか23件
となっています。

救助件数は15件で、前年比1件の減、交通事
故によるもの5件、そのほか10件となっていま
す。

火災予防については、4月から7月までに防火
対象物47事業所、危険物施設55箇所の立入検
査を実施し、法令違反の対象物に改善指導を行っ
ています。また、一般住宅1,158世帯と高齢者
独居住宅412世帯の防火訪問を実施し、住宅用
火災警報器の設置と維持管理などの住宅防火対策
の推進に努めています。

消防事業については、化学消防自動車と消火栓

の更新を進めており、消防活動体制の充実強化を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年の自治体スクラム支援会議については、東京都杉並区、福島県南相馬市ほか4自治体、並びに特別参加の静岡県南伊豆町に本市を加えた8自治体により名寄市を会場に開催されました。

会議では、福島県南相馬市への水平支援を引き続き行うことに併せて、「防災」に関する事項として、防災訓練への相互参加など地域防災力の向上と各地域の特性を生かした災害時の具体的支援策の検討について確認し、今後の方向性が示されました。

また、支援会議の取組の一環として、福島県南相馬市の小学5、6年生19人を招いて、8月5日から9日に「なよろ夏季林間学校」を開催し、自然体験、搾乳体験、パークゴルフのほか、市内各施設や旭山動物園見学などにより、ストレス解消や交流促進を図りました。

次に、本年度の防災訓練について申し上げます。

7月23日、天塩川と名寄川の堤防が同時に決壊したことを想定し、地域住民を含む約200人の参加により実施しました。

訓練は、まず災害対策本部を設置し、参加者の避難が完了する時間のリードタイムを把握するほか、テスト配信した緊急速報メールなどの避難情報の受信確認を促すとともに、逃げ遅れた場合を想定した垂直避難を実際に体験していただきました。栄町区町内会では、避難後に名寄消防署による高所からの救出訓練に併せて、毛布を使用したタンカ作成講習も実施したところです。

これらの避難訓練を通して、避難の考え方、課題などについて理解をいただきました。

さらに、防災訓練と併せて、市民文化センターにおいて、名寄河川事務所主催の「天塩川上流水防研修会」を開催し、旭川地方気象台職員による防災講話、図上訓練DIG（ディグ）を実施しました。各町内会から90人が参加し、意見交換を

行いながらそれぞれが暮らす地域の特性について学び、防災についての知識を深めています。

次に、名寄市防災マップについて申し上げます。

名寄市防災マップは、平成23年3月に洪水ハザードマップとして配布していますが、関連法令の改正に基づく地域防災計画の見直しに併せて、新たに作成し本年8月に全戸配布を行いました。洪水ハザードマップや土砂災害に関する情報のほか、各自然災害に関する情報も掲載し、A4冊子型としています。

防災においては、自助・共助が重要であり、平常時から自らの地域を知り、浸水想定を各地域において確認することが重要となります。名寄市防災マップの全戸配布を通して、より一層の住民の防災知識の向上につながるよう、防災の取組を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市におきましても、不審者による声かけやつきまといなど、子どもや女性を狙った事件や、特殊詐欺事件が発生しています。

犯罪のない安全安心な市民生活の実現に向けて、6月27日に市民文化センター大ホール「ENRAY」において、北海道警察音楽隊などの協力により、名寄市民安全安心まちづくりコンサートを開催しました。600人を超える市民の皆様の御来場をいただき、市民一人ひとりが心をつなげて考え、防犯や交通安全の意識高揚を図る機会となりました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の8月末現在の進捗率が約70パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の工事は、9月に着手し、平成28年10月の完成を予定しています。

また、新北斗団地については、3月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て1棟4戸の

全面的改善工事が、7月末に完成しています。

また、7月に着手した1棟12戸のノースタウンなよろ団地の長寿命化型改善工事については、8月末現在の進捗率が約40パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく公園施設整備は、名寄公園の人道橋の更新工事を8月に完了しています。

また、花園公園の遊具の更新工事については、7月に発注を終え、現在、工事を進めています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、中央東7号線老朽管更新工事ほか2路線、延長588メートルが完了し、現在は風連29線ほか2路線、延長1,152メートルの整備を7月中旬に着手し、10月下旬の完成を予定しています。

配水管網整備については、風連西町3丁目線配水管網整備工事ほか2路線、延長430メートルが完了しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道2期拡張工事については、名寄から風連地区への簡易水道統合整備送水管新設工事ほか1路線、延長2,567メートルの整備を8月中旬に着手し、11月下旬の完成を予定しています。

また、有収水量向上のため漏水調査業務や清浄な水道水の供給を図る配水管洗浄作業を実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、6月中旬に、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事に着手し、来年2月下旬の完成を予定しているほか、雨水管渠新設工事では、6月中旬に、豊栄川3号幹線、延長162メートルの整備に着手し、11月下旬の完成を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、名寄地区2基、風連地区3基の合併浄化槽の設置

が完了し、現在は、風連地区2基の整備を進めているところであり、10月下旬の完成を予定しています。

今後、両地区合わせて5基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている西4条仲通、南西8条仲通の1、北1丁目通、徳田18線緑丘連絡線については、9月に工事の完了を予定しています。

また、6月には昭和通、7月には風連東8号北線の発注を終え、現在、工事を進めているところであり、さらに、9月には南11丁目右仲通、10月には新規路線の南3丁目通の発注を予定しています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

昨年8月に、北海道縦貫自動車道「土別市多寄町～名寄市間」の事業再開が決定したことを受け、本年6月に、市内の商工農林業関係団体などによる「高規格幹線道路網活性化を図る市民期成会」が発足され、早期完成とインターチェンジの整備などを実現させるための取組を進めるよう要望を受けたところです。

国では、昨日、風連庁舎において、地権者の方々に対する事業説明会を開催したところであり、本市といたしましても、引き続き、市民期成会や関係団体と連携を図りながら、早期完成について、国会議員をはじめ、関係省庁に対して要望活動を進めるとともに、高速道路の開通に伴う地域振興について、その有効性や優先性を考慮しながら、市民の皆様とともに考えてまいります。

また、現在運行中の下多寄線デマンド交通については、利用者アンケートの結果をもとに、乗降指定箇所追加について検討を行い、名寄市地域公共交通活性化協議会での了承が得られたことから、本年10月の運行から適用し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

初めに、8月15日現在の農作物の生育状況については、基幹作物である水稲は、もち米、うるち米ともにやや遅れている状況となっています。

小麦は、秋小麦については降雨により収穫作業が遅れたものの、収量では平年を上回る結果となり、春小麦については平年並みの見込みとなっています。

畑作物を含めて、馬鈴しょ・玉ねぎ・てん菜などの生育は順調に推移しています。アスパラガスについては、低温の影響を受け、昨年及び平年をやや下回る状況で終了しています。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月18日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度より19頭多い286頭、アライグマは5頭を駆除し焼却処分を行ったところです。

次に、ヒグマの出没などについて申し上げます。

本年度は、8月18日時点で、昨年度の20件に対し30件多い50件の報告件数となっています。

今後、農作物の収穫時期やキノコ採りのシーズンを迎えることから、広報・ホームページによる出没状況に関する情報提供を行うとともに、警察をはじめ関係機関や団体と連携して注意喚起を図りながら、被害防止対策を実施してまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、受精対象牛を中心に放牧を行っており、市営牧野は5月25日から297頭、また、母子里地区共同牧場では、6月5日から105頭をそれぞれ受け入れています。

次に、もっともち米プロジェクト事業について申し上げます。

8月4日に開催されたサッポロビアガーデンや市内における各種歓迎行事などのイベントにて、もちつきの実演を行ったほか、民放ラジオ番組の出演などを通じて、なよろ産もち米のPRを市内外へ行ってまいりました。

今後も名寄産農作物のブランド化に向けて積極

的に事業を展開してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場産品の良さを広め、農業・農村への理解と農作物の消費拡大を図るため、8月23日に「第37回なよろ産業まつり」を開催しました。会場のなよろ健康の森では、大相撲春日山部屋力士の方々が参加したイベントや、東京の香川調理製菓専門学校の学生による地場農産物を使用した試作商品の試食会などが行われ、多くの市民の皆様に御来場いただきました。

御協力をいただきました関係機関・団体の皆様にお礼を申し上げます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表しています平成27年第2四半期（4～6月）の上川北部地域の地域別経済動向調査では、建設土木業、運送業などは堅調に推移していますが人材不足が続き、宿泊業については堅調に推移しています。

一方、個人消費は消極的といえ、商店街の景況感芳しいとは言い難く、第1四半期（1～3月）と比較して地域景況感・生産動向は「横ばい」、消費動向は「やや下降」と判断されています。

市の融資関係では、7月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は増加傾向で推移しています。経営資金は92件、4億7,367万3千円の融資となっており、前年同期比では件数で1件の減、金額で9.9パーセントとなっています。また、設備資金は10件、6,078万円の融資となっており、前年同期比では件数で1件の増、金額で大きく上回っています。

次に、名寄市中小企業振興条例及び支援制度の見直しについてですが、中小企業振興審議会に設置された中小企業支援制度検討部会において、現状と課題について検討を進めています。これらの意見の中から、現在の社会情勢を踏まえた条例及び支援内容となるよう見直しを進めてまいります。

次に、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支

援交付金を活用したプレミアム25%付きの「なよろ地域商品券」についてですが、6月22日から販売を開始し、6月28日の休日販売を経て7月1日に2万5千セットを完売しています。併せて実施した「買・なよろ運動地元商店応援キャンペーン」については、期間終了前の7月29日に券の引き換えなどを終了し、8月28日にお笑いライブを実施しました。今後も12月27日を使用期限とする商品券の利用による消費喚起を促し、地域消費の向上を図ってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は0.92倍で、前年同月比を0.15ポイント下回り、平成27年3月から連続して前年同月を下回っています。

来春の新規高卒予定者の求職状況については、卒業予定者697人のうち、就職希望者は174人で、前年比27人、18.4ポイントの増となり、うち管内就職希望者は105人で、前年比18人、20.7ポイントの増となっています。

また、就職希望者が増加していることを踏まえ、7月30日に、ハローワーク名寄、上川総合振興局、上川教育局及び士別市と連携した企業説明会が開催され、25の企業などや近隣の高等学校から107人が参加し、各企業の経営理念や求められている人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

さらに、地元自治体の連携による「高校生のための企業見学会」が、管内4市において開催されました。本市で開催された8月7日の見学会には、高校生4人が参加し、ニチロ畜産、ふうれん特産館での体験を通して、就職への意欲を高めました。

今後も関係機関と連携し、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、合宿に係るホスピタリティ事業について申し上げます。

本年度も、地域の特産品素材を活用した新商品の開発に取り組んでいる香川調理製菓専門学校の

学生が、8月20日から5日間の日程で名寄合宿を行いました。

今回のテーマは、「もち米」と「スイートコーン」を活用した商品開発として、なよろ産業まつりで試食コーナーを設けたほか、学生の取組や成果品に対するアンケートを実施するなど、学生と本市の双方にとって実り多い交流の場となりました。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

ひまわりボランティア事業については、本年度も、ひまわりボランティアを募集し、6月20日に苗の定植作業、7月26日に除草作業を道立サンピラーパークで行うなど、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティあふれる観光地づくりに努めました。

サンピラーパークひまわり事業については、6月の低温と日照不足による天候不順の影響で、生育に遅れが生じたものの、昨年同様12万5千本のひまわりが咲き誇りました。さらに、併設したひまわり案内所の設置やなよろひまわり観光マップの作成など、各地から訪れる観光客の受入体制の整備を行うとともに、昨年に引き続き、LED照明を活用したライトアップひまわりを7月31日から17日間実施しました。ライトアップの期間中は、大手旅行会社が企画した旅行商品も実施されるなど、約900人が暗闇に浮かびあがるひまわりを楽しみました。

また、8月9日には名寄ひまわりまちづくり大使の有森裕子氏を招いて、道立サンピラーパークなどをコースとした「第3回有森裕子なよろひまわりリレーラン」を開催しました。市内外から前回は上回る94チームの参加があり、地域資源を活用した交流人口の拡大が図られました。

次に、イベント関係について申し上げます。

「第36回ふうれん白樺まつり」は、6月20日、21日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催され、杉並区代表団をはじめ、高円寺阿波おどり親善訪問団のほ

か、多くの来賓にも参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

本市の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、8月2日に天塩川曙橋下流河川敷において開催され、野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、多彩な催しに約1万4千人の来場者で賑わいました。

第37回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、14団体15基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、シーニックバイウェイについて申し上げます。

上川北部の9市町村の観光協会、商工会議所、商工会及び市町村からなる道北観光連盟が中心となり取り組んでいる「天塩川流域ミュージアムパークウェイ」について、7月27日に「ルート運営代表者会議」が開催され、本年度中にルート運営活動計画書（素案）などを作成し、平成29年度に正式なルート指定を目指すこととされました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修の充実に関する研究グループにおいて、「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校である名寄小学校の取組について理解を深めるなど、中堅教職員の力量を高めるミドルリーダー育成の研修会を行ってきました。

豊かな心を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源などの活用に関する研究グループにおいて、市民文化センター大ホール「ENRAY」の施設見学を実施し、活用のあり方を模索しているところです。

いじめへの対応では、根絶に向け、7月14日に名寄中学校において、名寄市いじめ防止サミットを開催しました。全小中学校の代表児童生徒が参加し、各校のいじめ根絶にむけた取組について

交流したほか、児童生徒へのいじめ防止宣言の浸透度を把握するために行った事前アンケートの結果をもとに意見交流を行いました。

さらに、本年度はいじめ防止標語を募り、優秀な作品についてはポスターを作って学校のほか市内各教育施設などに掲示し、社会全体でいじめをなくす取組を進めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月末までに市内の小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を終えました。名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修・研究の充実に関する研究グループでは、5月28日に風連中学校で、新体力テスト実施にあたっての実施計画案や学校体制のあり方、調査種目ごとの実施にあたってのポイントなどについて研修を行いました。

今後は、各学校及びプロジェクト委員会で調査結果を分析し、本市の児童生徒の体力などの課題克服に向けて、体育の指導を改善する取組を進めます。

特別支援教育の推進については、学校の要請に基づき、専門家チームが4月に1回、6月に1回、7月に2回、発達障がいを含め障がいのある幼児、児童生徒に対する適切な支援のあり方について協議、研修を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、7月21日に学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて教育講演会を開催しました。当日は、市内外から約80人の教職員が参加し、日常授業の改善や学級経営のあり方などについて研修を深めました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

昨年から実施している名寄南小学校の校舎などの改築については、大きな工事の遅れもなく順調に本体工事が進んでいます。また、名寄西小学校の増築工事にも7月上旬から着手しています。今後も児童や工事関係者の安全対策に配慮しながら、工事の完成に向けて取り進めていきます。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成28年4月に設置を予定している保健福祉学部社会保育学科は、設置に向けて、文部科学省への教職課程認定、厚生労働省への保育士養成施設指定に係る必要書類の提出、増員となる教員の選考も順調に進み、教員を中心として道内外の高等学校への新学科の広報活動を精力的に行っているところです。

8月からは既存校舎を改修して、新たに必要となる教育研究室、演習室などへの転用工事を進めており、一部については今月中に完成を予定しています。

また、学生増などに伴う新棟の平成30年度供用開始に向けて、基本設計業務に係る補正予算案を本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、大学図書館の建設工事については、7月15日から着工しており、駐車場の利用などにおいてB&Gプールの利用者に御不便をおかけしていますが、今後も、通行者を含めた安全対策に最大限配慮しながら、工事を進めてまいります。

また、名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月25日と8月22日に、高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催し、2回合わせて高校生368人、保護者237人の参加がありました。なお、3回目のオープンキャンパスを10月17日に予定しています。

5年目を迎えた特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けての取組は、本年度から北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学となる免許法認定講習として7月27日から12日間にわたり開催しました。道内では、北海道教育大学が指導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で開催されています。名寄会場では、市内小中高校から参加した10人の現職教員、支援員をはじめ道内の教員、幼稚園教諭など81人が受講し、

先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組みました。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食用の米飯やパンの製造を行っている「学校給食用食材供給施設」は、建設から40年以上が経過し、雨漏り・すが漏りが発生したため、二重屋根とする修繕工事を実施しました。今後も、安全安心な給食を安定的に提供できるよう取り組んでまいります。

学校給食では、地元産の新鮮な野菜などを積極的に使用しています。また、7月には、なよろの日に合わせて「なよろ煮込みジンギスカン」を、8月には、地元産「メロン」など名寄の特産品や旬の食べ物を提供し、児童生徒から好評を得ています。

今後も、給食センターの衛生管理や食材の安全確認を徹底し、安全安心な学校給食を提供できるように取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度13回の開催を予定している市民講座「なよろ入門」については5回、名寄ピヤシリ大学にて実施している「公開講座」については2回、これまで開催してきており、併せて延べ200人以上の市民が受講され、地域についての知識を深めてきているところです。

本市の短い夏を締めくくる市民盆踊り大会は、天候の影響で8月15日のみの開催となりました。当日も小雨が降る中でしたが、子ども盆踊りに約200人、仮装盆踊りには、個人15人、団体13組の参加をいただき、延べ1,240人の人出で賑わいました。実施にあたって御協力をいただきました実行委員並びに協賛事業所など、皆様に感謝を申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

学校の読書活動の支援として、6月10日には、北海道立図書館から講師を迎えて研修会を開催しました。研修会では、風連中央小学校図書館において、本年度から配置されている学校司書3人を

対象に、図書館の環境づくりなどについて、多くのアドバイスをいただきました。

その後、名寄市小中学校図書館・市立名寄図書館担当者会議を開催し、「学校図書館の活性化と学校司書の役割」「“子どもが集まる”学校図書館の環境づくりを！」をテーマに研修及び情報交換を行いました。また、7月22日には、智恵文小学校で「学校ブックフェスティバル」を開催し、大型絵本の読み聞かせやストーリーテリングを楽しんだ後に、絵本や児童図書の貸出を行いました。

6月24日には、子どもの読書普及のために、名寄市内読み聞かせ団体連絡会議を開催し、読み聞かせに適した古典絵本の紹介や、相互連携について意見交換を行いました。また、夏の子ども行事として、本館と分館において1日司書体験やお話し会などを開催し、多くの子どもが参加し本に対する興味や関心を高めることができました。

今後も、学校や関係機関と連携し、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

6月2日から8日の間、東京都杉並区に移動天文台車ポラリス2号を派遣し、観望会や天文授業を実施し、617人の参加があり好評を得ました。

6月29日から7月7日にかけては、七夕の短冊飾り付けイベントを行い、市内の保育所や幼稚園児、小学生、大学生、来館者などの協力をいただき800枚の短冊を天文台に飾り付けました。また、7月7日には、日本天文学会主催・全国同時七夕講演会を北海道大学との共同企画で実施し多くの方が聴講されました。

7月17日には、北海道大学と共催し、「はやぶさ」の研究者で世界的に有名な北海道大学の塚本尚義先生と橘省吾先生による「ここまで分かったはやぶさによる科学」と「何かが分かるはやぶさ2による科学」をテーマにした市民向けの講座を行い、79人の参加がありました。

7月25日には、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる・星祭り2015」が開催され、

1,625人が参加し、多彩なイベントが行われました。また、国立天文台及び石垣島天文台とインターネット中継を双方向でつなぎ、星祭りイベントの様子を中継するなど交流を深めることができました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

5月9日に開館した市民文化センター大ホール「EN-RAY」においては、プレオープン事業として様々な催しが行われてきました。

6月5日に開催した「札幌交響楽団・小山実稚恵特別公演」には、639人の来場者を迎え実施しました。6月30日には、これまで施設の建設やピアノの購入に御寄付をいただいた皆様に招待した「プレミアムコンサート」を開催し、新しく購入したピアノの弾き込みをしていただいた二人の若手ピアニストを迎え、458人の皆様にそのピアノの音色を聴いていただくことができました。

7月11日には、東京都杉並区との交流事業として、ジャズピアノ界の巨匠・山下洋輔さんを迎え「山下洋輔ジャズコンサート in 名寄」を開催し、520人の皆様が本格的なジャズピアノソロを堪能しました。7月18日には、「吉野直子ハープリサイタル」を開催し、254人の来場者がハープの美しい音色を楽しみました。

7月からは一般貸館を開始しており、この間、主催事業以外にも市民の皆様に様々なジャンルの公演の鑑賞機会を提供してきています。

次に、北国博物館について申し上げます。

本年は、キマロキ保存40年・深名線廃線20年の年にあたり、5月23日から6月26日の間「記念展」を開催しました。6月27日から28日には、関係団体による実行委員会を組織し、記念事業として「キマロキまつり」を開催しました。

キマロキまつりには、道内外からの鉄道ファンだけではなく、ミニD51の乗車会やHOゲージの走行展示が行われ、家族連れなど多くの方が訪れました。また、新聞や雑誌に記事が掲載された

ほか、JTBの列車時刻表やBSテレビの鉄道番組で紹介されるなど、SLキマロキを全国にPRすることができました。

昨年、名寄公園が「北の造園遺産」に認定されたことから、7月25日から8月30日の間、特別展「名寄公園の小動物 どんぐりの森の小宇宙」を開催しました。本市の指定文化財であるミズナラ林が生息する名寄公園は開拓以前の姿を今に残しており、特別展では市民が自然と触れあう場所であること、小動物や多くの野鳥たちが命を育む空間であることなどについて、パネル解説や写真で紹介しました。

また、8月13日には、夏休み体験講座「コウモリ観察会」を開催し、日頃は目にする事の難しいコウモリ類の生態について、専門家を招き親子で調査・観察するなど、名寄公園の生い立ちとともに、次の世代へ残す貴重な財産として多くの方に理解を深めていただきました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級については、幼稚園を主体に3学級を開設し活動を行っていただいています。8月8日には、合同研修会リズムコミュニケーション体験と題し、札幌ドラムサークルの米澤倫子さんを迎え、打楽器を使いながら親子のコミュニケーションを深めました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

7月26日には、サンピラー国体開催記念第13回サマージャンプ大会が134人のエントリーにより開催されました。国内トップクラスの葛西紀明選手、伊東大貴選手、高梨沙羅選手、伊藤有希選手などが出場し、市内外から集まった多くのジャンプファンから大きな声援をいただきました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会との共催によるリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」については、24人の児童が登録し、第1回目は6月27日に浅江島公園にて、23人が参加し飯ごう炊飯で調理実習を行いました。第2回目は、7月4日から1

泊2日で道立トムテ文化の森キャンプ場にて、21人がキャンプなどの野外体験を行い、集団生活を通してリーダーとしての心構えを学びました。

第26回を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND」については、小学4年生から6年生38人が参加し、7月28日から3泊4日の日程で道立トムテ文化の森キャンプ場を中心に実施しました。テントでの生活や飯ごう炊飯、九度山登山、また本年度は北海道教育委員会の委託事業「なよろ朝活事業」と提携し、学習プログラムや親子プログラムを取り入れ実施しました。

後半の2日半は悪天候により、キャンプファイヤーなど一部プログラムを変更しましたが、雨の中での野外生活という貴重な体験と集団生活を通して、お互いの絆を深め、たくさんの思い出を作ることができました。

また、昨年度に続き、本市新規採用職員の職員研修として位置付け、期間中18人の新規採用職員をサブリーダーとして配置し、子どもたちと一緒に野外活動を行い、異世代とのコミュニケーション能力を高めました。実施にあたり御協力いただいた関係機関や団体の皆様に感謝を申し上げます。

名寄市・杉並区小学生体験交流事業については、市内の小学4年生から6年生までの25人と東京都杉並区の同じく25人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、それぞれの生活環境・自然環境などについて学び、交流を深めました。班行動では、小学生の時に本交流会に参加経験のある方を含む一般、大学生、専門学校生、高校生の各ボランティアリーダー12人を中心に小学生同士が相談し合い、お互いに協力し行動することで友情を育み、たくさんの友達や思い出をつくることができました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

南児童クラブの建築は、8月から建設工事が始まり、平成28年4月からの新施設への移転に向

けて計画どおり順調に進んでいます。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月23日と24日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施しました。立入調査では、青少年に対して有害となる凶書類の販売状況の確認、携帯電話販売店へのフィルタリング機能の利用機能の依頼、カラオケ店の青少年利用の指導などを行いました。

夏休み期間中は、名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行うとともに、名寄祭り・風連ふるさとまつりでは、各町内会から推薦された指導員と街頭指導を実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

ハートダイヤルによる電話相談や面談により、主に保護者から学校や子どもとの関わり方などの悩み相談の対応を行っています。

また、月2回開設している夜間相談日には、日中の時間帯に相談のできない保護者などの対応のほかに、通信制に在学する生徒の引きこもり対策として、交流や気分転換を図ることを目的に、気軽に参加できるレクリエーションを実施するなど、相談業務の充実に努めています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ただいまの行政報告について加藤市長から訂正がございます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 申しわけございません。行政報告の2ページでございます。文化センター大ホールの基金については、本年4月1日から基

金の名称が建設基金から文化センター大ホール基金に変更しております。現状を鑑みて上から7行目、文化センター大ホール建設基金からピアノ購入というところと11行目、名寄東病院振興基金、文化センター大ホール建設基金など、この2カ所をそれぞれ文化センター大ホール基金に訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国においては、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みとも連動しつつ着実に進められ、平成11年には男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法が制定をされております。本市におきましても平成20年3月に名寄市男女共同参画推進計画を策定をし、啓発活動の充実や本市が設置をする委員会、審議会への女性委員の参画促進などに取り組んできておりますが、依然として男女の平等や男女共同参画が実現しているとはいえない状況にあるほか、少子高齢化の進展など社会情勢が変化をする中で、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められております。このような状況を踏まえて、男女共同参画に関してさらなる市民意識の高揚と推進を図るために条例を制定をしようとするものであります。

次に、制定しようとする本条例案の概要について申し上げます。条例の初めには、本市のこれまでの取り組みや課題、行政と市民等が協力をして男女共同参画社会の実現を目指す決意など条例制

定の趣旨を明らかにする前文を置き、次に男女共同参画の推進の柱となる目的や基本理念を定めて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進をされるように規定をしております。また、男女共同参画を推進をする上で市民等が行う取り組みの果たす役割が大きいことから、市の責務に加えて市民や事業者などの責務についても規定をしております。

条例の施行は、平成28年4月1日からを予定をするものであります。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 提案説明を受けましたけれども、何点か質疑を申し上げたいと思います。

この間公募あるいは有識者の委員の皆さん、そして庁舎の皆さんが精力的に条例提案にこぎつていただいたことにはまず敬意を表したいと思いますし、何点かの中には恐らくや委員の皆さん等のかぶりもあることを承知でお聞きをしたいと思っております。今市長から提案の中にもあったとおり、あるいは条例の前文にもありましたけれども、名寄市が平成20年、島市長時代に推進計画を立ててことしで8年になりますが、そのときと2015年、今とではわずか数年単位の状況ですけれども、かなり社会的に潜在的なものが顕在化したりして、あってはならない事件、事故や人権無視の動きなんかについてもありますけれども、そういう意味合いでは今回従前の計画あとまだ1年残っていますけれども、計画の積み上げ、啓発を中心にした施策の積み上げ等でも一定の蓄積もございましてけれども、条例を背景にしたこれからつくろうとする新たな計画になるわけですが、従前の計画だけの動きと条例に裏打ちをされた計画について、今回提案に当たってどのような認識を

持たれているのかお答えをいただきたいというふうに思います。

2つ目に、特に男女の人権の尊重の関係でいくと、従前から、昔からもあったことなのでしょうけれども、また近年言われている性同一性障害、医学的な病名なのですけれども、これらに対する執行者としての基本認識、あるいは条例の中にどのようにそれを読み取っていかれたらいいのかお答えをいただきたい。いわゆるマイノリティーに対する対応、施策などについての認識あるいは方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目には、制定後、今までの計画の中でも一銭もかかっていないかといえばそうではないと思っておりますけれども、いずれにしても条例を制定する、施策を積み上げていく段階において当然財政に対する措置が盛り込まれていかなければなりません。そういう認識は変わらないのでしょうかけれども、名寄市の今回提案された条例の中にはどのように、どの条項でこれを担保されていこうとするのか明文化されておられませんけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

4点目は、5章の15条の2の関係、附属機関関係の委員の数の問題あるいは男女構成割合の問題あるいは6章の27条の推進委員の男女の比率の均衡等の表現はございますけれども、これをイコール推定をすれば、子ども・子育て支援の条例の設置の議論の議会の中における不十分さも当時はあったのではないかとと思いますが、いずれにしても均衡をとるということは厳密に言えば男女比率関係なく5割、あるいは4割から5割、そういう幅で、数字でもってあらわすとそういうことに、推進条例の中では当然そうなっていますけれども、これを均衡ということをどのように理解をしたらいいのかお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、現行の計画はあと1年残して、条例の中にもその部分につ

いてはそれを計画として読みかえると。新しい計画については、向こう1年の中で新たな計画をそれぞれ市民を巻き込んでつくっていくということになっておりますが、この1年をついでにある1年ではなくて、条例が来年4月1日からスタートするわけでありまして、十分リンクをさせなければならぬと思いますが、向こう1年間現行計画をどうバージョンアップして仕上げていこうとするのか、少しお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 5点にわたり御質問いただいたというふうに認識をしています。

まず最初に、この条例制定に当たっての市としての認識というところが1点目だったかというふうに思いますが、ここにつきましても前文にも記載をしていますけれども、やはり人口減少社会が進む中で、あるいは住民の自治意識が高まる中で、さらには市としては住民基本条例、これの推進に当たって性別に関係なく皆さんが生き生きとして活躍する場の提供というのが必要だろうというふうに思っています。そういった意味で今回の条例については、前文でそういった考え方についてあらわさせていただいておりますし、この条例の推進、さらには各事業の推進に当たって必要となります行政を初め、市民あるいは事業者の皆様等の、関係する皆様、実際に活動しなければいけない皆様の責務などもあらわしてこの条例を推進したいと、そのような考え方を持っています。いずれにいたしましても、これまでの推進計画ではなし得なかった男女共同参画社会をこの条例を通じてより一層進めていきたいという認識のもとにこの条例を定めたということで、まず御理解をいただきたいというふうに思えます。

次に、人権の尊重のところについて御意見がありました。ここについては、福祉的な視点も含めてさまざまな施策を進めていかなければいけないところだというふうに思っていますけれども、こ

中では特徴的なところをいいますと教育の場面の男女共同参画の推進というところをうたっておりますけれども、なかなか人の意識にかかわる部分でありますので、一足飛びに意識が急激に高まるということではないのかもしれませんが、その一つの手段としてはやはり子供たちの教育も含める中で人権の尊重のところについては進めたいというふうに思っていますし、それ以外のところの取り組みも含めて、ここについてはこの条例について一層進めたいと、そのような考え方を持っています。

次に、条例の趣旨に沿って各施策を進めるための財源的な裏づけというところの御質問がありました。ここについては、条例の中では個別の取り組みについてはうたっていないわけではありますが、条例の中で定めています基本計画の関係、あるいは市の責務として取り組みを進めるところがありますので、この条例を根拠に具体的な取り組みについて検討していきたいというふうに思っています。

具体的な取り組みにつきましては、基本計画の中でうたわれる部分もあると思っておりますし、あるいは男女共同参画の推進委員会を設置しますので、そこからいただいた御意見をもとに進める部分もあると思っております。さらには、それらを総合計画のローリングや各年度の予算編成作業がありますので、その中で条例推進に必要な、さらには基本計画の推進に必要な予算については確保に向けて内部の検討を進めていきたいという、そのような考え方をしてございます。

次に、27条の推進委員会の人数構成、さらには各市の附属機関の委員の構成等についての考え方についての質問があったと思っておりますけれども、推進委員会の人数については、ここについては今回条例制定に当たっての市民の委員会を設立しておりましたけれども、その中での御意見等も踏まえてということでもありますけれども、この間の推進委員会もありましたので、その人数等も考慮

しながら、今回は15人というふうにしてございます。

また、具体的に附属機関の男女比率の是正と言ったら言葉悪いかもしれませんが、女性比率の向上につきましては、これは基本計画の中で15条のところでありまして、第2項第2号の中で市が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項も推進計画の中でうたっていくようになりますので、この中で比率については検討し、一定の目標値を設定しながら推進したいと、そのような考え方をしているということがあります。

最後にいただきました現行計画と条例の施行の期日に1年程度差があるわけですが、このところの現行計画をどうするかということでありますけれども、ここについても毎年評価をしながら見直しを進めているところでありまして、この条例施行を踏まえて推進計画の検証、さらには見直しを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 一部答えをいただいていることも含めて改めてお聞きをいたしますけれども、条例全体の中で評価ができるなというふうに思ったのは、教育現場における人権思想の普及啓発なども含めて他市よりもぬきんでた、定期的に教育現場の関係は過程の中ではしっかり担保されている条例は多く見えますけれども、条項を起こして、そういう面では子供たちあるいは大人社会も含めて教育啓発活動の重要性についてはこれからもしっかり議論をしていかなければならぬし、定着をさせていかなければならぬと思いますが、今お答えをいただいた中で、今までは計画はありましたと。私どもの印象からすると、啓発活動、宣伝活動はいわゆる住民では定着をしていくことによってまた次の段階にということでしょうが、条例に裏打ちをされた計画との違いというの

はそこにおのずから出てくるのではないかとというふうに思っております。

道内今ちょっと古いデータしかネットでも出てきませんが、説明資料にもあるとおり全道18市町、北海道全体の1割程度で、この1年半ぐらいの施行関係の情報は伝わってきていませんが、北海道でいくと19番目の制定ということで、早い、遅いからすればもう13年前ぐらいから北海道や旭川市も含めて条例を制定をして取り組んでいる。それからすると遅いなど。しかし、全道の中でまだ1割ということからすると早いのかなということで、早い、遅いの議論は余りする必要はないのですが、条例、法律に基づいて担保されて、これからつくる条例が新たなバージョンアップをしていくということからすると、基本的にやっぱり違うのではないかと、前文や、あるいは基本理念との関係では名寄的な特徴をどう持たせたのかと。あるいは、推進員の皆さんが熱心に議論をいただいて、数点にわたってしっかり織り込むべきだということなどについて、どのような特徴を持たすことができたのか、正式な原案として来ているわけでありまして、もう少しお答えをいただきたいと思っております。

2つ目は、これはお答えを避けたのかもしれませんが、人の見方によって、人の意識によってという次元では基本的にはよくないのではないかと考えておまして、男女の人権の尊重の中で、特に少数、いわゆるマイノリティーに対する理解がそれぞれ、あるいは認識が高まってきておりますから、条例の中でも性同一性障害に対する基本的な認識をしっかり持つ必要があるのではないかと、このように思いまして、そのままの言葉で盛り込むかどうかは別にしても、非常に今日的には重要なテーマになっているのではないかと、改めて基本認識をお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、財政の関係も財政措置をとるところは私どもにそういう提案権がございませんから、

あえて言うのですが、手話条例の制定の過程、あるいは今回の大学の議論の過程の中においてもそれほどこだわることなくて、条例や施策をやるときには当然必要な財政の措置をするというのはしっかり裏打ちをされていかなければならぬわけで、計画をつくりながら、あるいは予算を編成をしながらという、そういう弱い姿勢では市民的にも個人的にも受け入れられないのではないかと、いうふうに考えておりますから、非常に再考を要するテーマではないかと思っております。いずれにしても、限りあるということを大前提にやられるわけですから、どの条例、施策についても。改めてその認識について、基本認識についてやっぱりしっかり、不十分かなという感じがしておりますので、改めてお伺いをいたします。

附属機関や、あるいはこれから立ち上げる推進委員会の人数構成、結果的に均衡がとれて、あるいはどちらも4割切らないように、男女関係なく。結果の数字が出ればいいというものではなくて、やっぱり12年前にスタートしている旭川の条例ですら、明確に数値的な目標を持って諸作業をするというスタートをしているわけで、いまだに均衡だとかオブラートで包むような、今までも計画づくりの推進委員のメンバー見れば、特にこの種、子供や子育て、男女共同参画の関係についてはそれなりに均衡を保たれてきているという実績がございませぬけれども、しかし法律、条例の中でそういう認識を改めて持った上でスタートをする時代に入っているというふうに思いますので、その辺について改めて本会議の場で結論が出るということでは今は認識は持っていませんけれども、基本的な認識をしっかりと答えをいただきたいというふうに思います。

現行の計画のあと1年、これはついでにある1年ではなくて、そういう面では来年4月から、これから議会で本格論議が始まるわけでありませぬけれども、条例をスタートさせた上での残りの1年間、旧の計画が条例の中で位置づけられているわ

けです。それを計画として位置づけると。そして、並行しながら1年間かけるか、半年かけるかわかりませぬけれども、改めて実態調査やら、いろんなアンケートをとったり、次へのステップに向かっていくのではないかと、いうふうに考えておりました。そういう面ではその1年のあり方というのは私は重みが違うのかなという感じがしておりますので、改めてお聞きをしたいと思います。

あと、市民からの申し出の関係について、これからは議論されていくでしょうけれども、苦情処理ということの側面ばかりではありませんけれども、明確に苦情処理的な委員会を設けながら設置をしている条例もございませぬし、当然市長に申し出るという、非常に役所的な感覚が拭い切れなないという感じがしております。苦情処理の実態あるいは相談事やアドバイスやさまざまなものがここに含まれてくるのだらうというふうに思いますので、そういう基本認識についてお伺いをして、2回目を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 御質問いただきました。1つには、これまでの啓発を中心とした活動から条例が施行されたときに、当然さらに踏み込んだ活動があるのだということ、あわせてそこについては財政措置も一定程度織り込みながら、しっかりと取り組みを進めるべきだろうと、そういう御質問が1つだったというふうに思いますけれども、ここについて私どももこれまではどうしても庁内の取り組みに限られていた面がありました。例えば講演会を開くだとか、何とかの集会を開くだとか、あるいは中での委員の数をどうふやすのかとか、どうしても庁内での取り組みに限られていた部分がありますけれども、ただ今回については先ほど申し上げましたように市の責務のほかに市民の責務ですとか、事業者の責務等についても規定をさせていただきました。こういった方たちがどうかかわっていただけるのか、その責務を果たしていただけるのかというところについての働きかけは

今後より一層必要なのだろうなというふうを考えておりますので、そういった意味では事業者や市民の皆様により一層働きかける、あるいはそういった方たちの活動が支援できるような、そんなスキームができるのか、できないのか、ここは一步踏み込んで考えなければいけないのだろうというふうに思っています。これについては、次年度の予算編成等もありますので、そこに向けて4月1日以降どんな取り組みができるかについては内部で慎重に検討させていただきたいと思っておりますし、現状にも市民委員会はございますので、こういったところにもぜひ御意見をいただきながら、条例を踏まえて進めるべき施策について一層検討させていただきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っています。

それと、附属機関等の男女比率の関係で、今回は均衡を保つということで条例案の中に盛り込みをさせていただきました。当然この間も男女推進の計画がありますので、その現状を超えた均衡を図っていかねばいけないと思っておりますけれども、今回あえて均衡という言葉を使っているのは、男女それぞれに固有のよさがあるだろうという、そういう認識もあります。各附属機関によっては男性が多い委員会もあると思っておりますし、当然女性が多いほうが委員会として有効というか、機能的だろうという部分もあるのかというふうに思っていますので、そういった意味では数字的なものであらわすより今回については均衡という言葉であらわさせていただいたということでありまして、均衡ですので、今言ったように男性が多いものもあれば女性が多い場合もある。ただ、総体としてはやはり男女がともに参画できるという、そういった言葉として均衡という言葉が適切ではないかということで委員会の意見もいただいて、条例の中では定めさせていただいた。ただ、具体的な部分については、先ほども申し上げましたように基本計画の中では数値目標等を定めて設定

していくようになると思いますので、条例、さらには基本計画をあわせて、ここについては考えているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、人権に絡むところの少人数への対応等のところについてもありましたけれども、ここについては今回特に審議員さんがこだわったというか、最後に時間をかけて検討いただいたのは、実はこの前文のところでありました。前文のところでは、男女共同参画推進がやはり市民憲章の実現に寄与しなければいけないというところがありました。この市民憲章が前提としているのは、特定の人ということでなくて全市民でありまして、当然議員が言われますように少人数のところについてもこの中に入っているということでありますので、全ての人が差別なく男女共同参画推進にかかわっていただくと、そういった願いを込めて条例案としてまとめさせていただいたものであるということで、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これで終わりますけれども、提案説明にも3行目、頭のほうから依然として男女の平等や男女共同参画が実現しているとは言いがたいという共通認識をしっかり持っていていただいているから、心配はしておりませんが、やっぱり長い日本の歴史における家父長制度の残像みたいなのが現実はまだまだ。私ども自身もそういう意味では大きな反省もありますけれども、条例を制定をして新たな計画をつくる大きなステップになってきているわけでありまして、その辺の共通認識を持っていただきながら、多くの市民や、あるいは事業者、企業、官公庁はもちろんです、全ての市民の人たちにしっかり声を上げていただきながら、理想とする男女共同参画社会の大きな一步を踏み出してもらわなければならないというふうに思っております。この後所管の委員会の中で恐らく熱心に議論が展開をされていくでしょうから、そのことに期待を申し上げま

すけれども、従前の感覚からまた役所自身も言葉の表現だとか、あるいは施策のやれることをこつこつやることも大切かもしれないけれども、やれないこともある面では挑戦をするような問いかけも、能動的な姿勢があってもよろしいのではないかというふうに思っていますので、大いにこれからも議会としてもかかわりを深めていかなければならぬなというふうに思っていますので、以上、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について及び議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基

づき、社会保障・税番号制度がスタートいたしますが、この3本の条例の制定または一部改正はこの番号法に基づき整備をしようとするものでございます。

まず、議案第2号について申し上げます。番号法では、個人番号の入った個人情報である特定個人情報の授受を同一機関内で行う場合や別の実施機関である市長部局と教育委員会との間で行う場合、さらには番号法に規定をされていない事務において個人番号を独自利用する場合には、条例を制定し、規定をすることとされております。このことを踏まえて、本件は番号法の範囲内において行政事務手続の効率化を図るため、特定個人情報の庁内での利用や別の実施機関への提供を行うことができるように、名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定をしようとするものでございます。

なお、個人番号の独自利用については、事務の内容や番号法の趣旨を考慮して今後検討をしております。

次に、議案第4号について申し上げます。番号法の施行に伴い住民票を持つ全ての方に個人番号が付番されます。番号法では、この個人番号を含む個人情報である特定個人情報等について、これまで以上に厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、地方公共団体に対しても番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることと規定をしております。本件は、本市において番号法の趣旨に沿って特定個人情報等の適切な取り扱いを行うために、名寄市個人情報保護条例の一部を改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号について申し上げます。番号法の施行に伴い、平成27年10月から住民票を持つ全ての方に個人番号を通知するための通知カードが郵送されて、平成28年1月から本人の申し出に基づき顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。これらカードの交付に係る費用について、初回分は国による費用負担となりま

すが、滅失、盗難等の理由により再発行となる場合の国の費用負担はございませんので、本件は通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに定めるため、名寄市手数料徴収条例の一部を改正をしようとするものでございます。

また、あわせて番号法の施行に伴い平成28年1月から住民基本台帳カードの新規交付が廃止をされることから、当該条例から住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除しようとするものでございます。

以上、3件につきましてよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第2号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今きょうの全国紙、地方紙でも取り上げられていましたけれども、10月からマイナンバーがそれぞれのところに届くという中では、各個人もそうなのですけれども、全国的には自治体も、またこれから取り扱わなければならない事業者の方々も非常に困惑しているというような報道をされているところであります。そういった中で今進められようとしているこの法なのですけれども、まず最初に第2号の中の3条の中に市の責務とあります。自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするというふうに書かれています。国との連携を図りながら、自主的かつ主体的にというふうにされていますけれども、このところをどのように、地域の特性に応じたというふうに書かれていますか、この部分で御説明をいただきたいと思っております。

もう一つは、4号の中に、ちょっと私も読み取れないのですが、第15条の2、特定個人情報ファイルの削除請求ができるというふうなことなのですが、何人も自己に関する特定個人情報が番号

法云々、違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認めるときはというふうなのですけれども、これはどのようにすれば認めることができるのか、わかるのかということですよ。という部分で、これは自分の情報がどういうふうになっているのか知り得ることができるのか、そういった部分かなというふうに思うのですが、この御説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一点なのですが、DVなどで住民票がある場所で番号を受け取ることができない方々に事前申告といいますか、特別申請といいますか、8月24日から9月25日の間に申請すれば自分が今住んでいるところで受け取ることができますよということになっていたかというふうに思うのですが、これが皆さんの中に本当に知られているのかどうかというところら辺が非常に疑問を感じます。この点についてどのように取り扱われているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今3点にわたり御質問いただきました。議員が言われますように、ここ2日ほど新聞のほうにもいわゆる事業者の対応がおくれているというところの報道が1つありましたし、またけさほどの新聞には弱者と言った方がいいのでしょうか、そういう人たちがこの10月に予定されている通知カード、本当にお手元に届くのかという、その辺の記事が記載をされたということです。私たちが改めてこの記事も読んで、十分な対応をしていかなければいけないのかなと、そういうふうに気持ちをまた新たにしているところであります。

まず、条例の最初にある自主的に、主体的にということでもあります。この番号法の関係については、法令の中で市町村がこれに取り組むことというふうなうたわれておりますので、ある意味では国、道、市町村がありますけれども、その役割の中で市町村として主体的に、あるいは責任を持って取り組まなければいけない部分があると思いま

すので、1つはそこをしっかりと取り組むというのがございますし、今回の条例提案の中にはありませんけれども、地域に合った独自の個人番号法の活用方法もありますので、これはまだこれからの検討になりますし、条例提案についても必要があればこの後提案させていただきますけれども、そういった分については地域の特性等を踏まえてとなっていますので、そういった意味で主体的にかつ地域の特性を踏まえてこの条例施行をしていきたい、あるいは個人番号の推進をしていきたいと、そのような考えを持っているということで御理解いただければと思います。

次に、特定個人情報の私個人にして私の特定個人情報をどのように活用されているのかということだと思います。ここについては、国の中で今マイポータルというのを策定するというふうになっています。これは、法の中でも決められている部分でありますけれども、いわゆる検索サイトと言ったらいいのでしょうか。その中で特定の個人の情報がどのように扱われているのかということについては検索ができるようになっていきますので、その中で検索をしていくことになると思います。ここについては、決して一自治体の中だけの活用ではありませんので、ここは国が責任を持ってそういった検索システムをつくる必要があるだろうと私も思っているところでありますし、そのサイトの完成が、マイポータルの供用開始が一日も早くできることを私たちも要望してまいりたいというふうに考えています。

最後に、DV等のいわゆる居所不明と言ったらいいのでしょうか、こういう人たちの対応ということであります。ここについては、当然私も名寄市の職員でありますので、名寄市内における情報伝達というのでしょうか、コマーシャル含めてしっかりやらなければいけないと思っています。ただ、ここについては私もだけではやはり限界があるだろうというふうに思っていますので、ある意味ではDVに限りませんが、例えば

福祉のサービス事業者なんかおられますので、そういった方たちは直接的にそういった方に接している分もありますので、そういった事業者との連携なんかも含めて考えていきたいと思っていますので、そこら辺の情報提供というのでしょうか、1つはコンタクトをとっていかなければいけないのかなと思っています。

もう一つは、市外におられる方に対する対応をどうするかということなのですが、ここは今言ったように市内では事業者を含めてという話でしたが、やはりここは連携が必要なのだろうなと思っています。第一義的には国の制度ですので、国が情報提供して、市民といいますか、国民の皆さんに周知をしてもらうというのは当然必要でありますけれども、各自治体も各自治体の中でしっかりこのことを周知してもらうことによって、全国各地のどこかにいるわけですから、どこかの自治体でそういう情報を知り得ると思っていますので、ここは単独の自治体だけということではなく、広域的というか、各自治体がそれぞれ連携をしながら、あるいは役割を分担しながらしっかりとそういった方たちに周知をしていくということが必要なのだろうなというふうに考えています。

まだまだ克服しなければならない課題たくさんあるのかもしれませんが、考えられる範囲で、努力できる範囲でそれぞれの役割のもとに努力してまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 自主的かつ主体的に地域の特性を、これからだというお話でしたけれども、やはりこれからということではなくて、ある程度こういう方向性でといった部分も必要なというふうに思っているのですが、そういった状況、そこまでっていないのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それからあと、特定個人情報を検索することができるということでした。今高齢者の方々の問題

も出てきますけれども、ナンバーがそれぞれのところに行って、これが何だかわからないという状況の中で、悪用もされるかもしれないという危惧は非常に大きくなってくるのかなというふうに思います。悪用されて、検索して個人の情報を知ることができるということにつながるのかなというふうに思っているのですが、年金の問題もありましたけれども、やっぱりそういう不安を払拭する手だてというのが本当にまだまだ見つからないという状況にあるのではないかなというふうに私は思っています。ぜひその部分、もう一度名寄市としてはどういうふうに対応しようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと、もう一つ、特別申請のところですが、市内の方々にはお知らせをしていきたい。市外にいらっしゃるの方々については、全国の自治体がそれぞれ周知をしながら、そこで情報を得てもらいたいというふうにおっしゃったかなというふうに思うのですが、それで本当に皆さんのところに情報が届いているかどうかというふうに思うのです。最近ちょっとマイナンバーということでキャラクターもかわいくなっているのですが、名前は聞いたことがあるかなというふうには思うのですが、ただ中身はなかなかわからないですし、どういうところら辺に使われるのかというところなども皆さんの中に届いていないかなというふうに思うのです。そういった部分で所在をなかなか明らかにすることができない方々にとって、どのようにしたらいいのか、本当に課題は大きいかなというふうに思うのですが、その部分についてお答えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地域の独自活用についてということですが、ここは議員が言われるようにこれからの取り組みということでは遅いということなのかもしれませんけれども、今もほかの自治体でどのような活用をしているのか等も含めて実は調査をさせていただいておりま

して、そういったところも踏まえて、作業的にはおけているかもしれませんが、少しスピードアップをしながら、独自の利用についての可能性も含めて検討させていただきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

それと、検索制度悪用されるのではないかと。いかにそういった方たちに利用方法であったり、あるいは管理の部分も含めてしっかり周知ができるのかということだと思いますけれども、ここについてはこれまでも広報紙の関係ですとか、弱者ですからホームページはなかなか見られないかもしれませんが、ホームページでも掲載させていただいております。あるいは、ことしの介護保険の納入通知書の中にもチラシを入れさせていただいたり、町内会長との懇談会の中でもコマシャルをさせていただいてございますけれども、できるだけ多くの機会を使いながら、1つは行政としてしっかり情報提供していきたいと思ひますし、先ほども申しましたようにサービス事業者等もおられますので、こういった方たちは直接そういった方たちと触れ合う機会もありますので、そういった方たちともぜひ連絡をとりながら、全員の方が理解できるようになるように努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなと思っています。

それと、居所不明の関係の方たちについて、ここについては私どもも正直ちょっと先が見えない部分がなくはないのです。ただ、今回居所不明、先ほど言ったようにまずは周知をして、できるだけ多くの方に手続をしていただいて、10月5日以降の通知カードの送付については御本人の手元に届くというのが、これが最優先すべきことだというふうには思っておりますけれども、そのときに届かなかった通知カードについては、ちょっと経由はわからないのですが、市町村に戻ってくるということでお伺いしております。現在でどの程度戻ってくるかわかりませんが、戻ってきた段階で改めてその方たちに対する対応に

ついて検討していきたいというふうに思っていますし、まだ若干でありますけれども、時間がありますので、その間の周知の徹底とあわせてそこに対する準備も含めて検討させていただきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に大変な対応が迫られているのかなというふうに思っています。先ほど事業者の方のお話もしましたが、社会保険だとか、いろんなところで全部この番号が、家族の方もということでしたので、このことについて学習会をしたり、どう対応したらいいかということで随分大変な思いをされているというのも聞いています。さらに、今部長がおっしゃったようにそれぞれの自治体の中でも御苦労が多くて、国会答弁の中でも自治体のセキュリティー対策には不安もあるというような、そんな国会答弁もあったというふうに聞いています。それぐらい大変な制度なのですけれども、今本当に必要かどうかといったところら辺を国が決めたことだからということだけではなくて、やはり地方からも声を出していくというか、これで住民を守れないのだというようなことも発言していくことも必要かなというふうに思っているのですが、その点についてお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今の議員が言われたように、スケジュールは刻々と過ぎておりますので、それまでに十分な対応ができるのかということと法で決まったことだからということではなくて地方からも声を出すべきだという、そういう御質問だったと思います。実は、マイナンバー制度構想の段階から、これは全国市長会等を通じて意見反映は随時させていただいております。たしか平成23年ぐらいから全国市長会のほうを通じて意見反映させていただいているということです。当然ここにはセキュリティー等を含めての、そこはもう大前提として確保していただくというのは

もとよりですけれども、国に対してですので、国民のという言葉を使っていますけれども、国民の皆さんの真のサービスの向上につながるような制度設計をするようにということで、これは何回にもわたって意見反映をさせていただいているところでありますので、今後とも適宜必要に応じての上部への意見反映等させていただきたいと思いますし、市内にも国の出先等がありますので、そういったところも連携をしながら、対応については協議をさせていただきたいと思いますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点か御質問申し上げますけれども、今のやりとりとも重複する部分もあるかと思っておりますけれども、正直言って私だけなのかもしれませんが、マイナンバーについてよく理解できていない前提でお聞きしますけれども、提案理由にある市民の皆さんの、行政にとってみれば効率化だとか、あるいは利便性の向上だとかというふうに言われて、公平、公正な社会を実現するためというようなことで、ずっとどのような文書を見ても大体そういうことになっているのですけれども、実際に私も何人かの市民の人たちの話聞いていて、私自身もよく理解できませんから説明もできないのですけれども、よくわからない。広報なんかで流れているけれども、利便性の向上だというふうに、便利になるのだというようなこと言っているけれども、そのことがよくわからないから。やっぱり情報漏えいの問題や、あるいは国によるプライバシーの管理というところにいろいろ疑問が行き届くのですけれども、本当に名寄の行政側としてみれば法律で決まったので、その範囲の中で淡々と条例の制定をしなければならぬということなのでしょうけれども、実際毎日生活をしている市民の皆さんからすればよくわからないから、改めて名寄市の立場として何が利便性向上になるのかということについては具体的にもう少しこの場で御説明をお願いをしたいな

と思います。

それから、マイナンバー法の9条第2項で条例で定めることを予定している事務について、名寄市の場合は何々、どのくらいあるのか、市民生活にかかわることについて、2つ目にお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、条例の市の責務ということで、これはやらなければならぬことの責務をいろいろ書いてありますけれども、実際に国もそうですし、道もそうですし、名寄市もそうですが、この間の年金問題もそうですけれども、情報漏えいした場合の責任というのは具体的にどうやってとるのか。それは、実害的な被害なのか、あるいは精神的な被害なのか、不安なのかということできまざまなんでしょうけれども、実際に情報漏えいが人間の手による誤り、あるいは犯罪に絡むもの、間違いだとかということもあるんでしょうけれども、本当にそれを担保できるという性格の代物なのかどうかというのがいまだに私もよく理解できていないので、名寄市の場合は仮にそうなった場合にどのような行政責任、執行責任をとるのかということについてももう少しお知らせをいただきたいなと思います。

それと、条例3本一括で審議をしていますが、いわゆる従前の個人情報保護条例に基づく個人情報の管理と番号法に基づく個人情報の定義というのは基本的に違うのですが、法律的には問題ないということになっているのですけれども、なぜ定義の違うものが2つの条例で制定をされて問題がないのかどうかということについて、特にこれから金融情報なども含めて国会の中で通っていくような近々の状態になっていますけれども、いわゆる特定情報についての理解について、名寄市の場合にはどのように新たな条例の中で市民が心配のないように規制をかけていくのかということなどについて、説明会ではありませんけれども、市民の理解が行くようなお答えを少しお待ちをしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 何点かにわたって御質問いただきました。まず、1つ目は、今回のマイナンバー制度が市民の皆さんにとって、あるいは行政にとってもそうかもしれませんが、効率化や、あるいは利便性の向上にどうつながっているかということだと思いますけれども、1つには一つの個人に付与した番号によっていろいろな情報が集まるということでもありますので、その人がどういう状況に置かれているのか、あるいはどういう認定を受けているのか等の情報が容易にということか、迅速に確認ができるということがありますので、そういった意味では事務の効率化が生まれるということが1つありますし、さらには事務が効率化されるということについては当然市民の皆さんにとっても迅速な対応につながるということ、あるいは効率的な作業ができるということでもありますので、一つ一つの作業は小さいかもしれませんが、サービスに伴う事務費等についても削減効果が出る可能性がありますので、そういった分でも市民の皆さんに効果があるというふうに思っていますし、何よりも市民の皆さんが窓口に来たときに、例えば自分がどういう認定を受けているのか等の失念している場合もあるかと思いますが、そういったのがマイナンバーを使うことによってこちらで確認ができるということもありますし、これまでは各窓口を回っていただく、あるいは本人の同意をいただかないと情報を確認できないところについてもこの番号制の中で、今回の条例の中ではその利用ができるということになりますので、市民の皆さんにとっても利便性の向上につながるものだというふうに私もは考えているところであります。

次に、今回の条例の中で市が番号法のもとに利用できる事務についてであります。これについては国の法の中で利用が定められております。この中で利用に当たっては98の事務が列挙されておりますし、また情報の提供ということでは今回

提案している条例案の中に市長部局から教育委員会に、さらには教育委員会から市長部局にということそれぞれ一つの事務をのせさせていただいておりますけれども、この事務が情報提供ができるということでございます。

次に、個人情報保護法の関係で、特定個人情報という定義は今回のせらせていただいているということでございますけれども、これまでの個人情報とどのように違うかということだったかと思っておりますけれども、これまでの個人情報にプラス今回はマイナンバーが付与されるわけでありまして、マイナンバーが付与された情報が特定個人情報ということで、条例の中で新たに定義を起し、特定個人情報にかかわります収集あるいは利用、提供に係る規定についてそれぞれ設けさせていただいたということでありまして、特定個人情報については、これは番号法の中でこれまでの個人情報にも増して厳格に取り扱う必要があるという規定がございます、これに基づいて今回条例案の中でそれぞれその取り扱いについて規定をさせていただいたものでありまして、これまでよりもあらかじめ目的を明確にして使うということと、さらには災害等を除いた場合については目的外に利用ができないというところで、これまでの個人情報よりも規制が厳しい、そういった内容となっているということで御理解いただければというふうに思います。

最後に、情報漏えいに対するという部分であります。ここについては、まず前提としては情報漏えいがないようにしっかりとシステムの構築や、あるいは運用における人的な教育ですとかが必要だというふうに考えておりまして、ここについては今まさにこの間も個人情報の関係で進めてきているところでありますけれども、マイナンバーを契機により一層ここについては強固なシステムの構築と、さらには人的な教育、指導も含めてしていかなければいけないだろうというふうに思っています。

漏えいした場合ということでありまして、ここはさまざまな場合が想定されるということでありまして、もし特定の方が悪意を持ってかかわったということであれば当然その方の責任だというふうに思っておりますが、それ以外の場合についてはその都度状況に応じて、当然対応策の検討を含め、さらにはそれに対する対処についても検討していかなければいけないかなというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今の説明ではよくかみ合っていないのですが、いわゆる98の事務が法で規定をされていますけれども、名寄市の場合については何々あるのかという具体的なことがわかって初めて、これが効率化されて市民にとっても非常に利用しやすくなる、確認しやすくなるということがよく伝わってこないのです。一般的な話ではなくて、名寄市の場合は税法やら、あるいは障害認定だとか、いろんな福祉だとか、さまざまことでもあると思いますので、その程度のチェックは名寄市の場合ほどのぐらい、何々あるのかと。そのことがマイナンバーの導入、条例制定することによって市民の便利度がどのぐらい上がるのかと。あるいは、迅速化されるのかというところが伝わらないから、やっぱり年金情報問題ばかりではなくて、誰も信用していないのです、正直言って。最後責任とった人はこれまでもいない、国もそうですけれども。そのところがよくわからないまま、わかりましたという状況にならない状況の中で、とりあえず来年1月から、10月から通知が来て、届け出て市が管理をするという流れになりますけれども、時間がなから早く、急がなければならぬという市の役割、立場は理解しないわけでもありませんけれども、もう少し名寄市の場合に置きかえてみた場合にどのように事務があって、これが市民それぞれの皆さんに、善良な市民にしてみれば今までのいわゆる

る事務の流れで十分ですという人がほとんど大半と聞きますので、さらに便利になるのだと、効率的になるのだということあたりはよくわからないから、わからないままみんな黙って見ているということが多いのです。もう少しそこは名寄市に置きかえて具体的な作業、事務の流れについてお知らせをいただきたいと。どのように事故がなく、犯罪に絡むものについては防止のしようがないのかもしれないけれども、やっぱり間違いもあるのです、当然人間ですから。その場合の責任のとり方、あり方の問題について、国の法律に基づいて条例をつくるのだけれども、そのぐらいの覚悟と決意を持って提案をするということの気持ちが私どもによく伝わってこないのです。そのことについて改めてもう一回御答弁をいただきたいと思えます。

それと、提案理由の、これも先ほどのやりとりと重なるのですけれども、6条の委任の下の米印のところの番号法の範囲においてということあたりから、今後市独自のマイナンバーの利用について、いわゆる利用の拡大の必要性を検討した上で本条例にまた新たに規定をするということでもありますけれども、これは具体的にどのようなものが想定されるのか、重ねてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 具体的に名寄市の事務がこの番号法何事務に当たるかについては、ここについては先ほど申し上げましたように独自利用の関係も含めて改めて少し整理をさせていただきたいというふうに思っておりますし、その結果をもって市民の皆さんにもう少しこの利便性が伝わるような周知にここは努めていきたいというふうに思っておりますので、今後取り組みを進めるということでぜひ御理解をいただければというふうに思っています。

それと、番号法の独自利用の関係について、先ほど調査をさせていただいているというような話

もさせていただきましたけれども、ある自治体では乳幼児医療費の助成事務などにも活用しているところがありますので、これが即我がまちに適用できるかどうかわかりませんが、そういった利用ができるものだというふうに私ども受けとめているところがございます。

それと、情報漏えいがあったときの対応についてということでありませけれども、基本はやはり情報漏えいがないようにいかに対応していくのかというのがやはり前提としてあるのだらうなというふうに思っています。先ほど言いましたように、番号法の施行に向けて今システムの確認あるいは確立もして、改修もしていますけれども、そこでしっかりと構築をしていく。情報漏えいしないような形でシステムを構築するのが1つでありますし、これは先ほど申し上げた個人情報の保護の関係でもこれまで規則に基づいて内部でセキュリティー会議というのを設置してございますので、この中でしっかりとこれまで以上に内部での情報の取り扱い等について徹底をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） マイナンバーの取り組み自体につきましては、正直申しまして国のほうも少しおけているかなというのは印象として持っています。ただ、名寄市のほうで具体的に、現実的にといいますか、リアルにどのような形でこれを運用していくのか、こちらについてはまだPR不足かなというのが正直な印象でございますので、媒体いろいろ使いまして、そこはしっかり対応してまいりたいと思っております。

それと、もう一つ、情報漏えいの関係につきましてですけれども、年金機構の問題が発覚しましてすぐ後に第1回のセキュリティー会議というのを開かせていただきました。この中では、システムの問題、それから今回の情報流出に係りましてどこがよくなかったのか具体的に検討しまして、

早速庁内での対応をとっているところであります。例えば職員端末に入るパスワードを有効期間3カ月までとして3カ月ごとに切り替え、あるいは手元にあるエクセル、ワード等の開き方についてもパスワードの設定ですとか、いろんな方面から検討しているところであります。責任についてどのような形ということ、先ほど総務部長答弁しましたとおりシステムの契約あるいはこちらのセキュリティー会議の規則等もありますので、なかなか一概には言えませんが、きちんとしたセキュリティーの中でこの事業を進めることができればこれが一番だと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 全国市長会なんかで何年も前からいろいろ意見反映はやってきていただいたのでしょうけれども、これは国に大きな原因があるのですけれども、実際にはスケジュールありきでとりあえず走ってきて、あとは大丈夫だからということですとこの間きていて、大きな不安を感じているし、2年後には個々人の金融情報も含めて連携させるという、あるいは金融情報からさらに超えて個人的な生活や、いろんなことにまで波及をしていくということは、既に韓国や世界的ないろんな段階で問題が波及をして、逆に言えば改めて見直しの時期に入っている国際的な例で、これを加藤市長や皆さん以下、皆さんに言っても仕方ないのですけれども、そういう不安をさておいて、やっぱり振興するということについて看過できないという感じがしております。

今橋本副市長、さらに名寄市的な庁内の管理のあり方やセキュリティーの管理のあり方や実際端末のパスワードの問題なんかも含めていろいろという、それは誰もわからないのだ、一般市民の人は、名寄市から発生した問題ではないのだけれども、そのことを初めてわかってみて、こういう効率や合理化があって市民サービスに伝わるのだなど。あるいは、極端な話人手がかからなくなって、

そして短時間で仕事ができるようになるから、その分は事務効率化で、あるいは人件費にも反映されていくのではないかという話ししても、それはそれならどのぐらいですかといったって今は答えられないのです、現実には。そのぐらい不安定なものを決めるということについては、私は現時点ではやっぱり納得いかないというふうに考えておりました、3回目だから一旦閉じますけれども、これから先のほうは随分怖いという感じが、それぞれの懐の中も捕捉をされて課税強化という道に歩むことははっきりしているように聞いていますから、不正をして不正受給をしたり、それからあるいはインチキな申請をして福祉の金、税金を横取りするというような話は、それはとんでもない話ですけども、善良な一般市民からすれば非常に不安だけが増すような条例の内容になっているような気がして、市で善良に一生懸命条例を制定してそうならぬようにということについては理解をするけれども、現実によってはちょっと私はこの条例制定についてはすんと落ちないという感じがします。再々答弁は求めませんけれども、理解がいかないという感じがします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されま

した。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 賛成多数であります。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施をするため、名寄市地域子育て支援センターさくらんぼを名寄市東保育所内に設置をし、運営をしておりますが、子育て支援センターの利用ニーズが高く、同施設内での運営スペースの確保が困難な状況となっていたことから、市民文化センター及び駅前交流プラザよろーなを活用し、事業を実施しているところであります。しかし、利用者から利用時間の延長及び専用施設での運営の要望が強く寄せられていることから、現在旧木材需要拡大センターの改修工事を行っているところであり、改修後速や

かに事業を実施するために新たに本条例を制定をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託いたしました議案第3号については、9月28日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第3号については、9月28日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されることにより改正をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体から道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退をし、また西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退をし、とちち広域消防事務組合が総務大臣の許可の日から加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度北斗団地公営住宅建設工事について、8月18日3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億6,750万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,340万円を加え1億8,090万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第8号、平成27年度北斗団地公営住宅建設工事（建築工事）の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設をするものであり、昨年度の実施

設計に基づき平成28年10月中旬の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします平成27年度北斗団地公営住宅建設工事の事業概要について説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は住宅部分が877.98平米、物置、自転車置き場が477.9平米で、合計が925.77平米であります。住宅戸数は2DKが6戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で、合計10戸の建築工事であります。

建物本体事業費は、2億6,620万円を計上しており、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事の4工事に分けて発注を予定しております。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築工事であります。

次に、入札の経過と結果について申し上げます。本件は、一般競争入札により7月22日に告示し、3社から応募がありましたので、入札等審議委員会において入札参加資格者3社を認定し、8月18日に入札を執行の結果、第1回入札により中館・吉田経常建設共同企業体が落札いたしました。

なお、工事期間は議決後の翌日から平成28年10月17日までを予定しております。

次に、お手元の資料について御説明いたします。資料1番目の建物概要配置図をお開きください。図面上部は、来年度発注する駐車場であります。台数は、住宅戸数を確保しております。図面中央は公営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園スペースとなっております。

資料2番目の1階平面図をお開きください。図面上部が雁木や物置及び自転車置き場等の共有スペースであり、下部が住宅となっております。

資料3番目の2階平面図をお開きください。各住戸の配置及び戸数は1階と同様となっております。

資料4番目の立面図をお開きください。入居者の除排雪軽減に配慮して無落雪屋根を採用し、外壁は東西面を金属板仕上げ、南北面を塗装仕上げ

としております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第9号及び議案第10号 工事請負契約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号及び議案第10号 工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、名寄南小学校校舎、屋内運動場改築工事の建築主体工事その1につきましては、平成26年6月20日に荒井・大野組・坂下特定建設工事共同企業体と8億9,100万円で契約をし、現在施工中であります。発注以降の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレスライドを適用し、契約金額に1,784万1,600円を加え、9億884万1,600円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、同じく建築主体工事その2につきまして

は、平成26年6月20日に廣野・大野土建・橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体と11億7,039万6,000円で契約をし、現在施工中であります。発注以降の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレスライドを適用し、契約金額に1,262万5,000円を加えて、11億8,302万1,200円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時05分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大変失礼いたしました。議案第10号、契約金額、先ほど私1,262万5,000円を加えと言ったところを1,262万5,200円を加えて11億8,302万1,200円で当該企業体と変更契約を締結するというところでございます。訂正し、おわびを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第9号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） この2件の案件でありますけれども、工事契約の25条の6項、インフレスライドの適用をしたというふうなことで、私も昨年この関係について質問をしてきた経過もあったので、このことについては契約に基づく部分と適正な執行という部分と非常に理解をするものであります。今後の公共事業の執行に当たり、契約条項の適用、実際東日本大震災、そして東京で

行われるオリンピックの部分で、今の労務単価、それから鋼材等々の値上がり等々で非常に御苦労されているという状況があります。その中でそれを適正に評価をしたというという部分で、この部分で上がってきたものと理解をしていますので、この分については今後における公共工事の適正な執行といえましょうか、その部分では非常にいいことだなというふうに理解をしております。

その中で1つお伺いをしたいのですけれども、このインフレスライド適用に当たって当然発注者、受注者間で協議がなされ、そしてこの工事単価というよりは設計に伴う部分の見直しというふうな部分であろうかというふうに思うのですけれども、この場合、今回の2件に当たっては基準日といえましょうか、変更に至った基準日はどうなっていたのか、協議経過はどうであったのかについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 塩田議員のほうから質問がございまして、基準日ということでお話がございます。1つだけこのスライドの適用については、設計変更という考え方ではなくて、数量が変わるわけではないので、基本的には国においてことしの2月、4.2%労務費が改定になりましたということを受けて北海道の単価が変わりましたということによって変更になっているということをつけ加えさせていただきます。

それで、今基準日についてということでお話がございまして、私どもと2つの企業体と協議をさせていただきまして、基準日については4月14日ということ協力が調いまして、それ以降の残工事について今回北海道単価と昨年の6月の発注時の単価との差額をもって計算をさせていただいたという内容になっています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

この部分については、設計変更でないというの

は重々承知をしております。インフレスライドですから、それはもう中身は労務単価の変更、それから鋼材等々の値上がり、その他いろんな経費も全て見ていくというふうなたしか国土交通省のほうからの通達といいましょうか、その中でそのようにされているという部分でありますけれども、再度確認をしたいと思っておりますけれども、今回は昨年と今年2月の労務単価で先ほど4.2%の変更があったと。要するに値上げになっているといいましょうか、単価がアップしていると。それを補正する部分として、今回はこうなったというふうな理解であって、その他の部分については見ていたか見ていないかというのはちょっと別としまして、そういう理解でいいのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 全国的にことしの27年2月に労務単価が平均で4.2%上がりましたと。このことを受けて北海道単価の改正が2月にあって、それを受けて道段階での単価変更が4月にありましたということでの変更ということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

労務単価の変更だけというふうなことで今回これに至ったのだなというふうなことで、恐らく工期も近づいているから、これで終わりなのかなというふうな気はしますけれども、その辺については適正な執行といいましょうか、契約条項に基づく執行、中身の部分についても受託者としっかり協議をし、いい関係で終わって工事が終了すると。そして、それを市民が喜んで使うというのが一番望ましいスタイルだというふうに思いますので、これからまたこのような工事が出てくるのかわかりませんが、それらについて適正な執行に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第11号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

整理番号3062、路線名、徳田3号線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成をされ、その後都市計画法第40条第2項による土地の帰属を受けた道路であるため、総延長178.46メートルを道路法第8条第2項の規定により新たに市道認定をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ7億2,575万4,000円を追加をし、予算総額を241億2,344万円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして地域総合整備資金貸付事業費3億5,300万円の追加は、現在建設中の株式会社グランドホテル藤花によるホテル増設事業に対し地域振興に資する民間活動等の支援から資金を貸し付けをしようとするものでありまして、国の地域総合整備資金貸付制度を活用しようとするものでございます。財源として同額を市債で計上しております。同じく2款総務費におきまして移住定住対策推進事業費97万8,000円の追加は、都市からの移住促進のためプロモーション活動などを実施しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業担い手海外派遣事業補助金221万6,000円の追加は、農業を

取り巻く環境の変化に対応するため、国際感覚を養い、幅広い視野を持った農業後継者の育成を目的として名寄産業高校酪農科学科の生徒を海外研修として台湾へ派遣をする事業に対し補助をするものでございます。同じく6款農林業費におきまして強い農業づくり事業費1億4,550万円の追加は、道北なよろ農業協同組合の実施をするバレイショ集出荷施設整備事業に対し補助をしようとするものでありまして、財源として道支出金9,700万円及び市債4,850万円を計上しております。同じく6款農林業費におきまして販路拡大事業費51万円の追加は、地場農産物の販路開拓拡大を図るための取り組みを支援をしようとするものでございます。

7款商工業費におきまして望湖台自然公園管理運営事業費4,388万6,000円の追加は、ふうれん望湖台センターハウス及びセンターハウス周辺施設の取り壊しなどに要する経費を補正をしようとするものでございます。同じく7款インバウンド活性化事業費240万円の追加は、外国人観光客の誘客に向けた取り組みに対し支援をしようとするものでございます。

10款教育費におきまして名寄東小学校校舎改修事業実施設計委託料500万円追加は、老朽化が著しい名寄東小学校校舎の大規模改修に向けた実施設計委託料について補正をしようとするものでございます。

同じく10款市立大学新棟及び既存施設改修基本設計業務委託料1,600万円の追加は、保健福祉学部の再編に向けた新たな校舎建設と既存施設の改修に係る基本設計委託料について補正をしようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして合宿誘致事業費334万円の追加は、冬季スポーツを中心とした大会開催や合宿を誘致をするための取り組みを実施しようとするものでございます。

11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費750万円の追加は、去る7月22

日に発生をした大雨の被害に係る災害復旧に要する経費について補正をしようとするものでございます。財源として災害復旧に係る国庫負担金及び災害復旧事業債を見込んでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

15款国庫支出金で次世代育成支援対策施設整備交付金848万1,000円の追加は、旧木材需要拡大センターに移設をする子育て支援センターの整備を実施するに当たり交付金を受け入れようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、地域総合整備資金貸付事業ほか2件を追加し、解体整備事業ほか3件を変更し、道路・橋梁等維持補修事業を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足の説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、議案第12号の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項3目情報化推進費の社会保障・税番号制度システム整備事業費191万7,000円の追加につきましては、マイナンバー制度による個人番号通知カードなどの裏書き業務の効率化を図るため裏書き印字システムを購入しようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、4項2目道公職選挙費582万

7,000円の減額は、選挙経費の精算に伴いまして補正しようとするものであり、歳入として道委託金につきましても527万円減額として予算計上させていただきます。

また、同様に2款4項3目市議会議員選挙費、16ページ、17ページに記載をさせていただきます。2款4項4目農業委員選挙費におきましても選挙経費の精算として減額の補正予算を計上させていただきます。

次に、18、19ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の社会福祉費一般行政経費4,636万3,000円の追加につきましては、各事業の精算に伴い国、道費負担金の返還が生じたことにより補正を行おうとするものでございます。

3款民生費、2項3目保育所費のさくらんぼ運営事業費369万9,000円の追加につきましては、旧木材需要拡大センター移設後の地域子育て支援センターに係る運営維持管理経費を補正しようとするものでございます。同じく3款2項3目、認定こども園運営事業費3,239万1,000円の追加につきましては、大谷認定こども園に対しまず施設型給付費負担金につきまして国から提示されました公定価格に対応するために予算を追加計上しようとするものでございます。なお、財源といたしまして国及び北海道からの負担金をそれぞれ施設型給付費負担金として予算計上させていただいております。

また、同様の理由によりまして24ページ、25ページに記載をしております10款4項1目幼稚園費では、風連幼稚園に対する施設型給付費負担金につきまして2,490万2,000円を追加して計上させていただきます。

次に、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思っております。4款衛生費、5項1目上水道費で共同飲料水供給施設等事業費補助金240万円の追加につきましては、風連町中央地区共同飲料水供給施設改修に係ります補助申請に対応し、

予算を計上しようとするものでございます。

6款農林業費、2項1目林業振興費で有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費75万円の追加につきましては、昨年度に比べまして既に市内各地域で頻発しておりますヒグマによる農業被害防止及び地域の安全確保を図るためにハンターの出動経費を追加補正し、ヒグマ対策に当たろうとするものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で592万円の追加につきましては、昨年の大雨災害の影響などから道路等修繕箇所が増加に伴い予算を追加して計上しようとするものでございます。

次に、24、25ページをお開きください。10款教育費、6項9目天文台費で167万5,000円の追加につきましては、スライディンググループ観測室の可動式屋根の車輪が摩耗したことにより交換を行おうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。お戻りいただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。15款国庫支出金、2項1目総務費補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金92万1,000円の追加につきましては、個人番号カード交付事務に対する補助金を予算計上しようとするものでございます。

次に、8、9ページをお開きください。18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金まで合わせまして484万8,000円の追加につきましては、7月28日までに寄附採納されたものを予算計上するものでありまして、寄附者の意向に沿いまして地域振興基金に94万円、地域福祉基金に120万円、文化センター大ホール基金に214万6,000円をそれぞれ積み立てるほか、交通安全推進事業費や図書館資料整備事業費の財源として充当しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） 6款農林業費、農業担い手海外研修派遣事業補助金221万6,000円についてお伺いをしたいというふうに思います。

研修先を台湾として名寄産業高校酪農科学科の2年生を派遣する事業ということですが、何点か質問したいと思っております。経済建設常任委員会の中でも説明があったところですが、改めて事業の目的について教えていただきたいというふうに思います。この事業に至る経過や目的に国際感覚を養い、幅広い視野を持った人材育成という点を挙げているかというふうに思います。この点について言えば市内の同世代の高校生全体に言えることではないかというふうに思います。そういう中でなぜ農業の担い手、そして名寄産業高校酪農科学科に絞ったのか、その理由についてお伺いをしたいというふうに思います。

また、担い手を育成するための研修先ということ言えば、農業の先進的な地域、それ道内あるいは国内にもたくさんあるというふうに思いますし、また海外、国際感覚を養う、そういった点を考えたとしても海外の中でもいろんな都市があったというふうに思います。そういう中でなぜ台湾だったかという点についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

あわせて、募集の対象者と応募の資格、それから派遣の人員、想定している事業期間あるいは成果について今の時点での考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 奥村議員から3点にわたって御質問をいただきました。まず、東アジアを取り巻く農業情勢をちょっと御紹介をさせていただきますと思いますけれども、国においてもアジア圏から来る方が非常に多くなって、そういった意味では農産物の輸出環境の整備、規制緩和なども含めて今さまざまな取り組みがされている

ところでございますし、北海道においても北海道の総合戦略の中でも道産食品の輸出を現行の576億円から1,000億円にするだとか、外国人観光客154万人を300万人にするというような状況の中で、とりわけ台湾については昨年度の154万人の中、47万人が台湾から訪れられているということでございまして、そういった意味では今後このように人、物の交流拡大が進む中、農産物の輸出に向けた食の輸出拡大戦略も検討が進められております。ホクレンにおいても7月から台湾、シンガポールに輸出起点を設けて体制整備に向けた取り組みなどが行われておりまして、旭川市の卸売業者においても地元産メロンを台湾に試験販売などをするというような状況も広がっておりまして、J A道北なよろにおいてもアジア圏の輸出に向けて香港そごうのアスパラの試験販売なども行いまして、次年度から正式に販売されるというような状況がございまして、そういった意味では東アジアへの輸出に向けた流れがそういった状況にあるものですから、そういった中での海外市場も含めた販路の拡大に取り組むとともに、ニーズの把握や作付作物の選定などの対応が求められている状況にあるのではないかというふうに思っております。

経過といたしましては、名寄市では平成25年度から台湾の高校生の教育旅行を誘致を行っておりまして、地元高校生との交流を中心として国際交流事業を実施しているところでございます。とりわけ産業高校においては、交流事業の取り組みを高く評価していただきまして、積極的にこの間受け入れに取り組んでいただいていた経過でございます。その中で台湾への理解がより高まってきた結果、地域農業の担い手として国際感覚を持ち、広い視野で農業を行っていく力を養うために台湾への海外派遣についての要望が出されてきたところでございます。また、台湾側からも名寄への派遣だけでなく、受け入れによる相互交流について望まれている状況がございまして、

事業目的といたしましては、農業を取り巻く環境の変化に対応するために国際感覚を養い、幅広い視野を持った農業後継者の育成を目的としておりまして、今回名寄産業高校酪農科学科の生徒の皆さんを海外研修として台湾へ派遣したいということでございます。現地では、農業者や高校生との交流を初めさまざまな研修を通して農作物の栽培の技術、食文化の違いなど直接体験から学習することで今後の農業にかかわる上で生かされるものと考えているところでございます。

それで、今回産業高校さんを特定したということでございますけれども、今回の研修は農業の担い手の育成という視点で派遣を考えております。台湾との交流事業ということで先ほどお話ししましたけれども、この間産業高校さんにおかれましては産業まつりだとか地産地消フェアの出展などや産業高校独自の農場公開講座による、俗に言うみずならショップや野菜などの販売、さらには智恵文小学校や名寄東小学校との連携学習事業などに取り組まれておりまして、名寄市の地域貢献や食育、地産地消の御尽力をいただいているところでございます。さらには、有機農業によりメロン栽培を行われておりまして、国内の一流デパートでの高評価もいただいております。近年の国際化の中で広い視野で農業を学んでいただき、さらなる視点で名寄市に尽力いただけるものと考えておりまして、今回名寄産業高校さんを選ばさせていただいたということでございます。

それで、2つ目の研修先が台湾ということでございますけれども、台湾においては親日国でもあり、友好的な国民感情を持っている国でもございます。また、農業の輸出国でもありまして、米を初めとして果物等の作付が盛んな国となっております。今回訪問予定をしています虎尾高級農工職業学校は農業科を初めとして多くの専門的な授業を行っておりまして、3代目までの校長は日本人でありまして、受け入れに前向きであることから交流校として適任と判断しているところでござ

います。また、日本が戦時中統治していた時代もございまして、教育を初めとして特に農業基盤の整備に力を入れており、烏山頭ダムなどは台湾の農業を飛躍的に向上させたほか、日本の技術指導もあり、現在の台湾の農業の基盤を築いた歴史経緯もありまして、そのことを研修する意義も含めて台湾への研修派遣を考えたところでございます。

募集要領等につきましては、派遣においては来年1月を予定をさせていただきまして、5日間程度の研修というふうに考えてございます。派遣人数につきましては、最大で14名ということでございまして、引率者事務局4名を含めてというような中身に考えてございます。応募資格といたしましては、産業高校名農キャンパスに通う高校生で、一定の条件を満たす者というふうにしておりまして、1つ目には心身とも健康で外国生活に適応できる方、2つ目に学校体験の際に台湾語でコミュニケーションを図る意欲がある方、3つ目に外国文化や産業に関心があり、積極的に学ぶ姿勢がある方、4つ目にクラブ活動や学校行事に積極的に取り組んでいる方、5つ目に帰国後も本市の国際交流に積極的に協力できる者などで、あと事前研修も予定していますので、事前研修に参加できる方というような形で考えております。

事業費につきましては、今回事業総額では343万6,000円でございます。名寄市から道北農業担い手育成対策協議会が事業主体となっただけで、そこに221万6,000円、今回民間の北海道開発国際交流基金の助成金を80万円を7月に採択をいただきまして、それと参加負担金42万円を含めて343万6,000円の事業費としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今丁寧にお説明をいただきました。ただ、どうも行き先の関係については台湾ありきという感じが否めないというか、そ

ういうふうにお聞きしました。それから、同世代の人たち、今回担い手ということで限定をしているということでの説明でしたけれども、広く国際感覚やそういった視野をこの先名寄に戻ってきたり、名寄で生活していく若い人たちの人材育成ということからすると、もっと広い視野で高校生全体に、担い手ということではありませんけれども、そういった人材を育成するということでの事業であってもよかったのかというふうに感じるところであります。

1つ、今回の事業、事業費自体は道北農業担い手育成対策協議会への補助金ということで、事業自体はそちらのほうでやっていただくということになるのだというふうに思いますけれども、事業の丸投げということはないのかどうか。にはならないとは思いますが、どうしても補助金という形で出した中ではそういった懸念がありますので、その点について市として事業に対する責任のあり方について1つ伺いたいというふうに思います。

もう一つ、応募の資格の関係で、基本的には本人が手を挙げてということで一定の条件ということでありましたけれども、当然派遣を希望する高校生本人の意思や意欲はもちろんですけれども、日常的な学習の状況などもしっかり勘案すべきだというふうに思います。そういう意味では、学校推薦というか、そういう点も応募の資格ということでぜひすべきかなというふうに思いますが、その点についてお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

事業主体は、3年の取り組みということでお伺いをしていましたけれども、市として事業に責任を持つということも含めて、3年終わってからということとは当然ないとは思いますが、その都度の事業者の検証、それからあわせて成果の検証ということが最も重要だというふうに思います。その点についての対応についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、道北農業担い手育成対策協議会の補助金の支出ということでございますけれども、この協議会事務局が産業高校の名農キャンパスになってございます。それと、この間この事業の制度設計においては、私ども名寄市と産業高校さんと話をさせていただいて、打ち合わせをさせていただいておりますので、そういった意味では今後もそういう形で十分協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、先ほど公募の関係でございますけれども、最大14名というふうになりますけれども、公募を考えてございまして、当然その中で生徒さんを一番内容を知っているのは学校の先生でございますので、学校からの推薦ということも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、3年間の事業ということでございます。3年間の事業で、そういった3年間を通しての事業の検証はもとよりですけれども、単年度、単年度、当然予算編成時期もありますし、この事業総計ローリングにも頭出しをさせていただいておりますので、そこでの検証なども含めてしっかり検証作業を年度、年度行ってこの事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 農業の担い手育成という点では、この事業についてはそういう意味では理解をできるかなというふうに思いますけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、市内の同世代の子供たちからすると不公平感は否めないのかなというふうに思うところであります。

また、台湾との国際交流についても当然否定するものでは何もありませんけれども、何でもかんでも台湾でないかというふうな感じもちょっとし

ています。その点について私だけではないかなというふうに思います。いずれにしても、市が責任を持って事業の展開も検証するというものでありますので、その点についてはぜひしっかり進めていただきたいというふうに思いますけれども、今後の事業の成果や検証については私自身もしっかりかかわっていききたいというふうに思います。そのことを述べまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点かお伺いをしたいと思います。

1つは、7款商工費、1項2目観光費の中のインバウンド活性化事業費についてなのですが、多言語パンフ、マップの製作補助金というふうになっています。多言語となっています。何カ国、どういった言葉でつくられるのか教えてください。

それで、これは部数どのくらいつくろうとされているのか、そしてこの事業にかかわっては誘客の増を見込んでということでした。どのぐらいの誘客増を見込んでいるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、10款の1目保健体育総務費の中で合宿情報等にかかわってのホームページ作成委託料が200万円というふうになっているのですが、合宿情報をホームページで公開してたくさんの方々に来ていただきたいというふうには思うのですが、これが200万円というふうになるとどのようなそういう案内ホームページになるのかなというふうに思っております、その部分の中身についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今インバウンドの関係について、御質問あった関係について回答させていただきたいと思います。

まず、今回つくるパンフレット、地図等については英語と中国語ということで、先ほども川田部長の説明でありましたように、今北海道のほうで昨年でいえば約154万人来道しているというこ

と目標は300万人を目標にしているということで、私どものほうの入り込み数的にはまだまだ数が小さいです。ただ、今現状で外国人の観光客が私どもの観光の窓口にお問い合わせがあった場合、3年前につくった道北観光連盟のパンフレットがありまして、それが英語と台湾ということも含めて中国語のパンフレットを作成しています。若干それも古くなったということと個人の外国人観光客が私どものほうの部分についての観光窓口の問い合わせというのはまだまだ低いのですけれども、昨年で大体20件程度私どものほうの観光の窓口のほうに問い合わせありました。今そういったことで外国人の観光客で、特にレンタカーを借りて北海道を観光したいという方がふえつつあります。昨年台湾のフリーペーパーの雑誌の方が名寄のほうに取材に来まして、今大体北海道に来られる方はまず有名な観光地のほうに大多数が行くのですけれども、そういったことを行っている観光客がだんだん、だんだん違う今まで行ったことのない北海道の地域に目を向けている観光客がいるということで、昨年私どものほうに取材に来て、特に名寄から稚内までの道北の地のところをフリーペーパーに取材したいということで来ました。そういったことも含めて今後そういった問い合わせがあるということで、その問い合わせが来たときの整備をきちっとしないといけないということで、今回英語と中国語のパンフレット、それにあわせて同様の部分で日本語も含めてなのですけれども、作成させていただくということで、全部で5,000部を印刷する予定をしております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問ありました合宿のホームページの関係でありますけれども、これにつきましては地方創生先行型事業費ということで、現在名寄市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の会議が市民委員会等行われています。この中での交流人口の拡大ということで、8月27日

も市民委員会の中でも議論をいただいたその中で、1つには合宿の誘致という部分でホームページの作成について事業として挙げているところであります。それに基づく予算ということで200万円今回計上しているところでありますけれども、具体的には今中身を精査しているところでございますけれども、名寄市の四季折々の状況だったり、観光であったり、当然合宿ですからスポーツ施設であったり、あと病院とかコンビニとかいろんな名寄市内の情報を的確にわかるようなPRするホームページを作成すること、あと問い合わせにかかわる窓口であったり、そこでホームページを通してやりとりをするといった点とか、そういった部分については今後検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもほかの先行して行われていますホームページ等々も参考にさせていただきながら、よりよいホームページをつくってきたいというふうに思っているところであります。そういった形でホームページの補正予算を計上しているところでです。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 合宿もそうですし、インバウンド活性化事業もそうなのですが、名寄をPRするという部分では非常に有効で、これが本当に実のあるものになっていただくことを願っているわけですが、せんだって東京なよろ会の方々との交流の中で話が出たのですが、ニセコスキー場に随分外国の方々が来ている。でも、ニセコの雪より名寄の雪のほうがずっといいよねというような話になって、もっとパウダースノーを売りに売ったらいいのではないかと。それで、外国の方が来て、爆買いをしてもらったらいいのではないかと、そんな交流を深めたところだったので、すけれども、そういったことも含めてやはり多言語パンフ、マップで240万円、ホームページで200万円ですから結構な額になるかなというふうに思うのです。これが本当に実のある中身になって多くの皆さんに来ていただく、そういった中

身にさせていただくことを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 補正全般の関係で、二点お聞きをしたいと思うのですが、今回の補正は7億2,575万4,000円出入りということで、そのうちの市債が約4億5,000万円ということで額的には非常に大きいのですが、昨年も御説明をいただいた中期計画の平成27年度の市債の数字と合計今年度の数字とこれを入れてほぼ同額なのですけれども、ということは今後の償還計画その他への、あるいは中期計画上の数字として十分織り込み済みだと、そういう理解でよろしいのかどうかということで、まず1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、2つ目には、歳入のほうの総務債の関係で地元ホテルへの3億5,000万円ほどの貸し付けの事業がありますけれども、私もきのうネットでいわゆるふるさと融資、一般財団の地域総合整備資金貸付事業、非常に有利な事業で、恐らく全て国からのトンネルだというふうに思いますけれども、充当率100%で、あとは利子負担総額の一部を交付税で返すというようなことで、有効な手だての事業だというふうに思いますが、一昨年もソーラーの事業のときに同様の2億円台の採択をいただいていますけれども、割とこれだけ大型なものに対する採択ハードルは高いように見えるけれども、しっかりした企画、雇用だとか、地域の経済だとか、いろいろな形でマッチングすれば十分利用可能なものだというふうに考えていますけれども、今後も総務債の活用についての考え方あるいは市内の事業者あるいは企業動向を見ながら、規模の関係もあるでしょうけれども、基本的にどういう対応になっていくのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、これに絡んでは実際には名寄市で最終的には15年償還ということのようなのですが、どの程度いわゆる名寄市の持ち出しが交付税なんか

を差し引いたりなんかして出ていくことになるのか、あるいは事業者の実際の負担というのは保証関係なども受けて出てくるようなのですけれども、今回の補正の提案の内容を具体的に少し説明をいただきながら、新たな活用の意欲はもっとしっかり宣伝した上で選択をしていただくような方法を積極的に提案をしていくことが行政としても必要かなという感じがしますので、特定の一、二の有力のところだけが使うということでもないのでしょうけれども、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

それから、具体的な2つ目の関係で、議長、水道会計との関係との相関関係がありますので、ちょっとわかりますけれども、お許しをいただきたいのですけれども、上水道費、20ページの上水道事業会計繰出金ということで、出資分として210万円提案がございますけれども、これは水道会計のほうの会計の予算からするとどれに当たるのか御説明をいただければ。水道会計でお答えいただいてもどちらでもいいですけれども、相互にやりとりしていると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点で終わりますが、議案の22ページ、商工費、望湖台の管理棟の解体で4,388万6,000円計上されておりますけれども、これ解体した後は活用の計画があるのかどうか。解体しっ放しなのか、あるいは望湖台全体に施設物はかなり老朽化しているということもありまして、相当あるとして中長期の計画に前議員の佐藤勝さんも大変こだわっておりましたけれども、今後の計画展望について、さらに解体があちこち続いて本当に自然公園という、あるいはキャンプ場ということだけの展望になるのかどうか、これは日進との関係もございますでしょうけれども、改めてお聞きをしておきたいと思います。

それと、これが最後なのですけれども、歳出の全体の中で今川村議員も触れておりましたが、今回地方創生先行事業で見ると限りでは4件、合計言

例えば422万円、大きい数字ではありませんけれども、各事業の今後の継続性、有効性について、どれもこれも時限的なものではないかというふう

に理解はするのですけれども、今後の継続性について考え方お知らせをいただきたいと思

います。
○議長（黒井 徹議員） 橋本副市长。
○副市长（橋本正道君） 私のほうからまず1点目の中期財政計画における償還との整合性なのですが、現状予算ベースでは大体いい感じにはいつているというか、地方財政計画つくるときには総合計画のほうから引っ張ってきますので、まずこのところまでは流れとしてはいいかなと思うのですが、不確定要素がまだあります。1つは、いざお金を借りる段になりますと起債の枠が決められてくる可能性がありますので、その分で増減してくる場合、それと現実

に先ほど御質問にも関連しますが、契約金額そのものの動きによっては起債の額が変わってきます。それで、それに

応じて起債の種別によっては交付税の算入率も変わってきますので、増減ありますので、まだ最終的な判断には至っていないというような状況にあります。それから、水道会計のほうで若干御質問いただきましたけれども、今回の210万円の水道会計の出資につきましては水道事業会計の老朽管更新工事の変更に係る分であります。ページにしますと議案第16号の6ページに合併特例債という括弧書きがあつて147万円と63万円がありますけれども、この分が変更になっておりますので、係る場所はここということ

であります。それと、一番最後の地方創生の関係でありますけれども、今回補正させていただきましたのはもとをただせば平成26年度の年度末に繰り越しの形でまず先行型とさせていただいている分があります。そのときには、合宿ですとか、そういうのが出てきましたけれども、それから道のほうでも地方創生に関係しまして動きが出てまいりました。先ほどありましたとおりインバウンドの関係、それから農産物の輸出の関係、それと名寄市独自の

案件としましてはことしの冬にはジュニアオリンピックというのが出てまいりますし、当然夏では既に合宿も入っています。ちょっと言葉はきついかもしれませんが、地方創生になりますとどうしても先行有利とい

いますか、地域間の競争という部分も出てくると。この段階でタイミングよく補正をすることによりまして今後の地方創生にもつなげていけるかと。まず、ここで一歩踏み出すの

がいいのではないかとということで今回の計上になったということ

であります。これを地方創生の関係では今市民委員会等も含めて議論しておりますので、今回のテーマも出てきお

で、私どものほうでは事前相談あるいは申請のお手伝いをさせていただくと手続上はなっているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。今後の融資につきましては、予算に計上しているとおり3億5,300万円の融資ということであります。これについては、土地を除く設備投資費の、この地域は過疎地域、さらには定住自立圏の締結地域でもありますので、10%の上乗せがあって45%まで上限として貸せるということで、それでいきますと3億5,300万円が今回の融資額になってございます。これに伴う事業者に対する直接的な支援効果ということがあります。これは、14年と7カ月の融資期間がありますけれども、仮に利率を1.3%であったとすればという仮定でありますけれども、支援額としては3,100万円程度の支援額になるだろうという見込みであります。このうち国のほうで75%の交付税措置がされますので、市の持ち出しとしましては25%に当たる800万円が市の支援になるということで御理解をいただければと思います。

次に、このふるさと融資の運用に当たってどういう姿勢であるかということなのですけれども、これにつきましてはそれぞれ事業者のほうから支援策について照会があります。このときについては、ふるさと融資も含めて御紹介をさせていただいている状況にありますけれども、まず第一弾に相談に来られる方が望まれるのは、やはり補助金を望まれるというのが1つ傾向としてありますので、どうしてもふるさと融資は補助金がないときに融資でどうなのだという、そこの話し合いになりますし、融資等については市独自の制度もありますので、その辺の兼ね合いの中で事業者のほうにはどの事業をお使いいただくか御判断いただいているということでもあります。

現状の中では、今回融資する事業者以外に具体的な相談はない状況にありますけれども、この制度に対するPRについては少し不足している部分

もあったかというふうに思っておりますので、ここについては改めてそれぞれ関係部局のほうからそういった相談に当たっては紹介をするとともに、何らかの方法でこういったふるさと融資についても御紹介するような機会を設けていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今のふるさと融資の関係については、かなり行き渡っているという状況よりも採択条件もいろいろございますけれども、今後中小企業振興条例の大きな見直しだとか、あらゆるメニュー、事業等についてしっかり情報を出していただきながら、使えるものは使っていただくような、それが活性化の一助にもなるのではないかというふうに考えておりますので、広く窓口を開いて御指導をお願いをしたいというふうに思います。

それと、副市長からも答弁いただきましたが、ちょうど相当橋本財政課長時代につくったものでしょうから、今年度の市債の中期で聞いた数字は45億円、そして現在の市債の発行額、今回補正を含めて45億円、端数は微々たるものですが、その数字だけを見れば十分、そう大きなこれからの変更はないでしょうけれども、変動要素としては先ほど二、三点話あったことについてはのみ込んでいますつもりでありますので、より堅実な財政運営に努めていただきたいと思います。ただ、補正全体の数字が非常に大きかったものだから、これは十分当初から見えていたという理解に立ちたいというふうに思います。

それと、水道の関係、室長もいますけれども、あえて聞いたのは今210万円のお答えいただいたのは水道会計で見ると、一般会計のほうで見ると出資金で出ておりますけれども、他会計出資金で147万円、それから他会計借入金で63万円ということになりますけれども、合計210万円というこの出し入れの整合性については全く問題ないという理解でよろしいのか改めて確認をさ

せていただきたいというふうに思います。

地方創生の関係については理解をしました。

これで終わりです。確認の部分だけ。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、望湖台のセンターハウスの関係について回答させていただきたいと思います。

望湖台のセンターハウスについては、平成24年3月31日をもって営業終了したということで、その後何件かセンターハウスの利活用についての相談がありましたが、それを利活用しての部分が実らなかったということがありまして、各地元の町内会や風連地区のまちづくり協議会や風連地区の町内会連絡会とも協議をさせていただいて、最終的にはセンターハウス等は使われていないのですけれども、冬等の雪の重さで倒壊したりするおそれもありまして、一定の維持費もかかるということで、再度6月に地元の町内会等と協議をさせていただいて、了承をいただいて、今回センターハウスの解体、周辺の施設含めて解体することにさせていただきました。

また、先ほど熊谷議員からもお話がありましたように、今オートキャンプ場オープン、営業させていただいておりますけれども、コテージも一定の老朽化になってきているということも含めて、最終的にはセンターハウスの施設周辺の施設自体も撤去されるということで、個人的にもあそこの望湖台周辺も湖があってロケーション的にもある程度の観光資源的になり得るものだと私も思っていますので、今具体的な活用の部分についての案はありませんけれども、それらも含めて、先ほどのオートキャンプ場のあり方も含めて今後再活用の可能性について検討させていただきたいと思っています。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ3,788万7,000円を追加をし、予算総額を38億625万6,000円に、直診勘定におきまして繰入金事業勘定繰入金、諸収入などの増額による費目間の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ896万円を追加をし、総額を2億1,895万円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では印刷製本費として31万3,000円、3款後期高齢者支援金等では支援金の額の決定により57万6,000円を、同じく4款前期高齢者納付金等では納付金の額の決定により5万4,000円を、11款諸支出金では平成26年度療養給付費等負担金の確定に伴う

精算返還金として3,341万3,000円を、国民健康保険診療所への繰出金として353万1,000円、それぞれ追加をしようとするものでございます。

次、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では国民健康保険診療所に係る特別調整交付金として353万1,000円を、9款繰越金では前年度繰越金のうち3,435万6,000円をそれぞれ追加をしようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で698万6,000円を、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費等で197万4,000円をそれぞれ追加をしようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で62万9,000円を、4款繰入金では事業勘定繰入金で353万1,000円を、5款諸収入では480万円をそれぞれ追加をし、調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ876万7,000円を追加し、予算総額を24億4,483万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還分として6款諸支出金に876万7,000円を追加をしようとするものでございます。

歳入におきましても同様に平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴い9款繰越金に876万7,000円を追加をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに5万円を追加をし、予算総額を3億7,988万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款保険料還付金では、還付金の増により5万円を追加をしようとするものでございます。

歳入におきましても同様に保険料還付金の増に伴い3款諸収入に5万円を追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に緑丘浄水場に係る施設の修繕と整備費の追加に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、緑丘浄水場ろ過池洗浄配管設備及び空調設備室外機などの修繕費用として362万7,000円を追加をし、総額を6億3,595万1,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では企業債、出資金、他会計借入金が増、国庫補助金の減により618万6,000円を追加し、総額を3億6,497万6,000円とし、また4款資本的支出では緑丘浄水場Nの、ろ過池改修工事など施設整備費の増により720万4,000円を追加をし、総額を6億2,505万1,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号から議案第26号までの平成26年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び議案第27号の平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、決算の認定につきましては、議案第17号から議案第25号までは平成27年5月31日、議案第26号及び議案第27号第2項は平成27年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いをするものでございます。

次に、議案第27号第1項の水道事業会計未処

分利益剰余金の処分についてであります。水道事業会計におきまして未処分利益剰余金を利益積立金に積み立てしようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、いずれも細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第17号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号外10件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度から平成26年度まで事業を実施をしましてまいりました北斗・新北斗公営住宅建設事業（4棟目）及び平成24年度から平成26年度まで事業実施をしましてまいりました（仮称）市民ホール整備事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立病院において平成24年度から平成26年度まで事業を実施をしてまいりました精神科病棟改築事業が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月4日から9月15日までの12日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から9月15日までの12日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 山 田 典 幸